

第百五十六回
国会

参議院内閣委員会會議録第八号

平成十五年五月十五日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月九日

選任

五月十三日

辞任

五月十四日

辞任

五月十五日

辞任

筆坂 秀世君

岡崎トミ子君

福山 哲郎君

補欠選任

池田 幹幸君

補欠選任

小川 敏夫君

阿部 正俊君

森下 博之君

長谷川 清君

吉川 春子君

委員

阿南 一成君

上野 公成君

岡田 広君

竹山 裕君

西銘順志郎君

野沢 太三君

山崎 正昭君

川崎 幸子君

高嶋 良充君

松井 孝治君

国務大臣

国務大臣

副大臣

内閣府副大臣

文部科学副大臣

厚生労働副大臣

農林水産副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官

文部科学大臣政務官

厚生労働大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣府大臣官房長

内閣府政策統括官

外務大臣官房審議官

文部科学省スポーツ・青少年局長

厚生労働省医薬局長

白浜 一良君

山口那津男君

池田 幹幸君

島袋 宗康君

黒岩 宇洋君

谷垣 禎一君

根本 匠君

渡海紀三朗君

木村 義雄君

太田 豊秋君

木村 隆秀君

池坊 保子君

渡辺 具能君

森田 次夫君

鳴谷 潤君

小川 洋君

江利川 毅君

安達 俊雄君

渥美 千尋君

田中壮一郎君

小島比登志君

農林水産大臣官房審議官

農林水産技術会議研究総務官

食糧庁次長

山本 晶三君

西川 孝一君

中川 坦君

本日開会に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○食品安全基本法案(内閣提出、衆議院送付)

○自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小川敏夫君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

昨日、岡崎トミ子さんが委員を辞任され、その補欠として高嶋良充君が選任されました。

○委員長(小川敏夫君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

食品安全基本法案審査のため、本日の委員会に政府参考人として、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官小川洋君外八名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川敏夫君) 食品安全基本法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○長谷川清君 民主党・新緑風会の長谷川でございます。

昨日は連合審査、大臣も非常に御苦労されておりました、ありがとうございます。昨日の流れに沿って質問をしていきたいと思うんですが、昨

日もやり取りがございましたコーデックス委員会の問題について、まず最初に大臣にお伺いしたいんです。

昨日の、私どもの方から、民主党の方からも福山議員とそれから郡司議員が、二人がこの問題を取り上げて行いましたが、いずれも私の聞いている感じでは、谷垣大臣の答弁はまだよく分からない、それですきつといていないという感じがしてなりませんから、その点について。

このコーデックス委員会というのは、今から見ると、もう四十年ぐらい前に国際社会の中で二つの、FAOとWHOが合体をして作り上げた組織ですよ。しかも、そのねらいとしましたのは、いわゆる国際食品の規格等をそこで検討し、基準を作って、そして国際的なすべての消費者というものの健康を守っていく、と同時に食品貿易というものの対して公正が期されるように、といういうねらいを持って作られたものでありますね。

我が国は、それができてから三年後、今から三十七年も前です、このコーデックス委員会に参加したんですね。

当時、参加をしましたときの中の体制として、外務省や厚生省や農林省や通産省や、あるいは当時の科学技術庁、こういったところが寄り寄り集まって、そこで相談の結果、外務省の方から科学技術庁に対して、当時の、これは科学的な知見や技術的な問題もあるし、当時の科学技術庁は総理府の外局でもあった、こういう要素からひとつ外務省から科学技術庁に依頼をした。それを受けて、今、その後いろいろと省庁再編が行われて、今は文部科学ということになり、その後、内閣もこうやってできており、国内における窓口といえますし、受入れの体制というものの状況も変化しておりますし、今、今日のこの食に対する安

全の基本法というものを議論し、発足させようとしているさなから。

こういう経緯と状況を考えたときに、こういった状況の中で、食品安全基本法ができた、あるいは、できると同時にこのコーデックス委員会の在り方というものをどうあるべきなのかを再検討するということは、どこが間違っているのか、それとできないのか、その点が私には理解ができない。その点について、まず質問をしておきたいんです。

○国務大臣(谷垣禎一君) 食品安全委員会、今後活動していきます場合に、海外の情報、食品の安全に影響を及ぼす危害要因、海外でどういう科学的知見があるか、こういうようなことについてきちっとした情報を集めていくことはもう極めて大事なことでありますので、委員今おっしゃいましたように、コーデックス委員会というのはそういう我が情報を集めたり連携を持っていく上で極めて重視しなければならぬ機関である、私はそう思っております。

ただ、コーデックス委員会の仕事も相当幅広いものでございまして、コーデックス委員会ができた当時にはそういう整理をしていただく方がわかりませんが、いわゆるリスク評価とかリスク管理とか、多面にわたる仕事をコーデックス委員会はしておられるわけですね。そういうことになりましたと、今度は、いわゆるリスク分析手法を取り入れて評価機関と管理機関を分けていくということで、今度の体制を作ったわけでございましてけれども、私どもとしては、リスク管理機関等々との適切な役割分担の下でコーデックス委員会とも十分な連携を取っていかねばならないと思っております。

今後、この体制ができて、リスク管理機関との適切な緊張関係の下で全体として、政府一体として食品安全行政を持たなければいけないわけですから、そういう具体的な運用の中でコーデックス委員会との適切な関係の在り方というのは更に検討しなければならぬ面がこれはあるんだらう

うと思えます。現在申し上げられることは、そういうリスク管理、リスク評価、それぞれの機関が適切にコーデックス委員会と連携をしていくということではないか、こう思っております。

○長谷川清君 昨日の答弁よりも今は非常に分かりやすくまりました。

いわゆる、そういう状況で、言うならば各省庁にもあるとするこれらの窓口は、リスク管理的な部分。リスク評価的なものも含めたそういう接点のものということ全体をいわゆる考えていったときに、今あるこのコーデックス委員会というものの役割、在り方というものは、この法案を本当は作る段階でもそれとの接点は、もう三十数年も前の状況と今現在、その間におけるいろんな変化、こういうものを考え合わせたときには当然これは出てくる問題だと思えますから、その部分がこのあれを全部見てもどこにも出ていなかったものでこの指摘があるんだと、こう私は思っておりますので、今の答弁のように、是非ひとつ在り方について今後検討をいただく、これ、よろしゅうございますね。——はい、ありがとうございます。

それでは、もう一つの問題としては、海外の科学者。海外の科学者にいわゆるどこかの分野において参加の道を開いておく、そのことが私は必要だと思ふんですけれども、この本則の中で探してみると、あえて言うなら二十六条でしたか、二十六条のところに「調査の委託」というのがありますね。ここでは三行出ておりますが、「学識経験を有する者に対し、必要な調査の委託をすること」ができる」とあります。これは、もうこの三行をどう見ても、この学識経験を有する者という中にいわゆる海外の科学者が含まれているというふうにはどうも読み取れない、それ以外のところにおいて海外の科学者の活用はどこにもありませんから。

そういうふうになってまいりますと、私は、衆議院の世界で、いわゆる内外一体化の体制で、国の内外ということが修正いたしました、私は、その修正があるなしにかかわらず、修正したから

という意味でというよりも、修正があらうがなからうが、この食品という問題について物を、基本をしかも考えていくという場合には狭く狭く考えていくべきではない、食品というものについて、そのように思うんであります。この海外の科学者の参加に道を開くということについて具体的に大臣としては、それならば、そういう意見があるならばここに入れよう、ここで道を開こうという一つの考えがあるでしょうか、その点をお伺いします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、委員は二十六条を引かれましたけれども、私は、その結論から申しますと、二十六条の調査の委託先というには当然、海外の研究、あるいは海外と言わず日本国内で今研究をしておられる外国の研究、こういうような者が当然入らなければならぬというふうにしてあります。

五条で、食品の安全性の確保は科学的知見に基づいて講じられることというふうになっております。食品健康影響評価についても、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行うと。その時点で到達されている水準の科学的知見という場合には、これは言わば内外無差別でございまして、日本の中で優れた見解があるならば当然それを利用しなければなりませんけれども、海外で、海外の専門家や研究者の知見、研究成果、必要な場合は、それを十分に活用して調査を依頼したりするということは当然視野に置いておかなければ、へんばなものになっていく危険性すらあるんだらうというふうにしてあります。

具体的には、外国に住んでおられる専門家の知見が必要不可欠だという場合には、委員などの出張とか、あるいは専門家を日本に短期招聘するというようなこともあり得ると思えますし、それから、先ほどの二十六条に基づく調査の委託先についても、特段の先ほど申しましたように限定が国内なんてあるわけではありせんので、必要があれば海外に在住している個人、団体に対しても委託をすることが、これは活用していかねばならないと思っております。

○長谷川清君 今二十六条の学識経験者という中に国内外を含めているという今の説明でございました。これは議事録にも載るわけでございまして、そういう答弁があったことは分かりました。

もう少しくそれを砕いていって、例えば安全委員会の構成という中に、企画やリスクコミュニケーションの中には消費者とか事業者の者が入っていくことは可能ですね、七人委員会の中ではなくとも。と同様に、科学の技術に関する専門の皆さんは評価チームの中のいわゆる専門分野のそのどこかに、これは恐らく構成は二十名前後の構成になるんでしょうけれども、そういう中に外国人の科学者も参加することができるよう、何も委員として登録をして拘束をしてという厳密なものでもなくともそういうことが必要になると思えますが、その点については、専門部会の委員の構成の中に外国人の科学者も参加できる、そういう見解についてはいかがですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) これは、海外におられるような場合、なかなか、今、委員がおっしゃったような形で委嘱をして、何というんでしょうか、この委員会が活躍していただく場合が、お願いできる場合とできない場合があるんだらうと思えます。日本で在住しておられる外国人、日本のどこかの研究機関に今、属して研究しておられる外国人、こういうようなことになれば、十分私どもの委員会での知見といえますか識見を活用していくことはあり得るものというふうに考えております。

もっとも、更に詰めて考えますと、具体的に、言わば日本の国家意思を形成するというような、具体的に安全委員会の委員というふうなことになりますと、そういう面も、勧告をしたりするという面でもそういうことも出てまいりますので、そういう場合には外国人がどうかという議論は、これは当然あるんだらうと思いますが、科学的知見を

いろいろな、何というんでしょうか、技術参与とかいろいろな形で生かしていく、専門調査委員会の中の活動に参加していただく、こういうようなことでは十分あり得るのではないかと考えております。

○長谷川清君 これについても十分可能である。どこの文書にもそれが出ていませんから、そういうものは大臣の言葉として、それはこの法案の運用というのが非常に大事でございします。

私がなぜこの二つの問題について、共通しますことは、国内外の一体的な食というものの安全についてやっていきたいと、そういう願いがあるからです。

特に、科学という問題になりますと、我が国は戦後、今日までの間ほとんど、国は〇・三％しか科学の基礎研究には投資しなかったですね。ですから、今現在どうなっているかという、日本じゅうの科学者は、あらゆる科学者ですよ、その研究は、もう助手まで連れて海外へ行って海外で特許を取っている、こういう実態ですよ。

ちょうど今から七年になりますか、七年ちょっとたちましたから、創造的科学技术立国というのが私どもは議員立法で作って、これは、これからの国家の生き様は、資源もない、農業国家でも生きていけない、そういうときに、応用科学だけではこれからは経済的にも乗り切っていけないから、科学技術の基礎研究を大きな大黒柱の一つに据えようというので、名前も非常にごつい名前の創造的科学技术立国。運用基準まで付けましたよ。総理が代わっても大臣が代わってもこの方針を変えてはいけません。したがって、総理が座長になって、学識経験者五人を入れて、そして各大臣が全部そこに付いてこれをしていくんだと、こういうことになって、今の日本の科学に対しては、バイオについても、あらゆる面において、日本の科学者が信用できないというんじゃないんです、質と量が非常に少ないんだということ。

そういうことを考えたときに、例えば、BSEが起これば、どこの国で起こったか、その国が一

番真っ先に対応しますから、その科学者、その行政、その政治、ここが一番堪能なんですよ。ノウハウを持つわけ。そういったことを驥尾に付して、常にこの安全、食品の基本法がいつも一体で機能しているよ。この体制を作るには認識が大事です。

まず、この法案の基本的認識は、国内外が一体的に食の問題を考えるんだ、そして対応するんだと、そこら辺をひとつ強調しておきたいんですね。その点はどうか。

○国務大臣(谷垣) 今、長谷川委員は、かつて科学技術の委員長もお務めになりまして、非常にこの分野、力を入れてお仕事をされてきたと承知しておりますし、今の委員の科学技術創造立国ということに触れられた御意見は、私、全く同感でございます。

今更なる申し上げるつもりもございませんけれども、科学者の活動という点から考えますと、日本人の科学者が頑張ってもらいたいことももちろん非常に必要でございしますけれども、他方、海外の優秀な科学者に、日本に行つて仕事をしたいなど、こう思ってもらえるような魅力的な環境を整えるということも、私は同じぐらい、あるいはもっと大事かもしれないというふうに考えております。日本は、日本の食品安全委員会が少し発言をした、あるいは日本の食品安全委員会のいろいろな要請にこたえて仕事をしたいということが海外の学者にとっても、何というんでしょうか、キャリアとして光るというぐらいのことができれば非常に頼もしいのではないかと、こんなことも実はひそかに考えているわけでもございまして、委員の今おっしゃった問題意識は十分に受け止めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

○長谷川清君 農水省にお聞きしますが、日本の今の輸入の比率はどのぐらいでしょうか。

○政府参考人(山本) 私ども、今、数字で持っておりますのは、いわゆる基礎的な栄養量でございしますエネルギーに着目した場合の食糧全体の自給率、いわゆる供給熱量ベースの総合食糧自

給率では平成十三年で四〇％でございします。で、国内で消費される食糧の今、六割を輸入をしていることになっております。

○長谷川清君 いわゆる半分以上の六割は海外の輸入によっていわゆる賄っているという現状です。ここにも国際的な視点があります。

この前、参考人の御意見を聴いたときにも、大森参考人でしたか、イトーヨーカ堂の、輸入をするまでは安全だった、輸入をしてからいわゆる残留農薬その他、それが正常な商品として扱えない、こういう悩みを言っておりました。

国際的な問題で、例えば検査一つ取っても、検査体制、相手国の検査体制と我が国における検査体制というものに違いがあるのかどうか、そういうところからそういう結果が生まれる原因があるのかどうか、その点はいかがですか。

○大臣政務官(渡辺) 輸出と我が国との検査結果の相違であります。輸出と我が国の間では残留農薬基準や検査体制が異なるということが背景の、今、指摘のとおりでございします。我が国の基準値の周知徹底や検査体制についての当局間協議なども、両国におきます協議なども大変大切だということに思っております。

それから、前段でおっしゃった——そういうこととでございします。で、我々としては、食品安全基本法の第四条の修正の趣旨等も踏まえまして、我が国が求める衛生水準の確保のため、あるいは輸出と我が国との二国間協議や現地調査などを通じて輸出の生産、製造段階も含めまして整合性を図っていききたいと、こういうふうに考えております。

○長谷川清君 そういう検査体制上の問題が一つあります。と同時に、物によりましては時間的な、時間がたてばなかったものが浸透したり、私もバナナが好きなので、しょっちゅうバナナを食べますが、出産国のあるところではオーケー、入国オーケー、店頭で並ぶときもオーケー、それで食べないバナナ。うちに持って帰って、二、三日して食べごろになって食べるとき、うちの女房が言うに

は、両端は一センチぐらい農薬が含まれたから食べない方がいいよ、真ん中だけお父さん食べなさいと、こう言うから僕もそうやっていたの。そうしたら、もっと詳しい人が、ついでの間、いやそうじゃないと、バナナというのは時間がたつて食べごろになるとずうっと残留農薬がバナナ全体に浸透するんだと、こういうふうな話で、私が言わんとするのは、それが事実かどうかは別として、そういうこと。

私は、安全という問題は、一〇〇％の世に安全はないわけですから、そこで、その程度の残留を、一本か二本食べても人体に影響がないんだというところを知った上で食べて、買って食べる、消費者の側から見るとこれは安全ではなくて安心なんです。

したがって、先ほども国際的ないろんな基準化をいわれるコーデックス委員会においても、国際的にも国内的にもいろんなことを知っておくということがいかに大事か。今の法案の中では、大体、十三条では情報提供のことをうたい、十九条で国民の知識と理解ということ、それに努めなければならぬと、こうしてございます。この十三条と十九条は非常に私には大事だと思う。

つまりは、安全イコール安心ではないということ。この本文全部を見ますと、六枚の法案の中で安全性とか安全という言葉は三十一か所も使われております。安心という言葉はどこにも使われておりませんけれども、答弁や何かの普通の会話の言葉では安全、安心と十把一からで大体普通言います。そういう点において、大臣は、いわゆる安全と安心というのは、私は安心というのは、安全だよという、あるいはその数値を徹底されて、それが分かった上で消費者が選択する、これが安心だと思います。

空気中における放射能、東京から、羽田から大阪まで行けば何p.p.m.、あるいは歯の治療をする、そのときはどのぐらい、原子力発電所から出ているのはその何十分の一、何百分の一といったような、それぞれの数値を見て人々は安心する

と思うんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(谷垣禎一君) 基本的な認識は、委員がおっしゃったことと私も同じであります。

安全ということとは、一〇〇%の安全、ゼロリスクというものはないけれども、それをどう、そのリスクをどう上手に管理して人体にとって、先ほどおっしゃったようにバナナ食って大丈夫なんだという、それは科学的に、客観的に確定できるものだろうと思います。

一方、往々その安全という言葉に関して、今、どちらかというと委員がおっしゃった安心に近いものかもしれないけれども、国民の間には安全をゼロリスクであってほしいという気持ちがある。安全という概念にも入ってまいりまして、そこが今申しましたようなゼロリスクと離れているところにある問題が、ゼロリスクはないということとちょっとギャップがあるところにある問題が出てくるんだらうと思います。

そこで、安心というのはそういう、何というんでしょうか、今、委員がおっしゃいましたように、その辺りのことを十分に認識していただいで、この安全ということに対して信頼するという主観的な要素が非常に入ってくるんだらうと思います。

そこで、今後の我々の仕事といたしましても、科学的に評価を行うということだけではなく、その結果を、十分に意思の疎通、理解を共通にしながら安全というものはこういうものなんだということも理解していただき、その安全性に対する安心感と信頼を持っていただくと、こういう作業を積み重ねなければいけないのではないかと、こんなふうにも思っております。

○長谷川清君 確かに、食という問題はいろいろございまして。特に日本の食文化というのは、もう食べるときに、まず目で色と形を、鼻でにおいをかぎ、歯で、歯触りで硬いかばりばりとか、舌で舌触り、のどでのごしといつて、ビールなんかはのどにぶつ掛けるというぐらいのその食感、胃に入りますと胃もたれがあるかないかと、脳

の中では、要するにこれはビタミンの問題やミネラルやあるいはたんぱく質という、いろんなもののいわゆる栄養の分布、それからバランス、そういうものもとくに考えているんですね。そして、排便では、これもまた色とおいと形で健康を毎日管理している。

そういう状況で、例えば、じゃ台湾なんかでいきますと、玄米、こんにちとは違って入ったら必ずまず食卓が見えるんですね。家の構造自身がいわゆる食卓なんです。つまり、建物の中心に食があるんですよ。これも文化なんです。

これは、もう一つ、一食の文化のみならず一つの人生の中における、人が来たら皿を持ったまま、食べながら、そういう中の思想にはやっぱりこれは、これほど大事な、いわゆる空気と食品とエネルギーはなくてはならない、人間が生きていくのに、それを私たちは豊富に、今豊かに、そういうインタレストを、というのはこれはもう人生観にもつながる。

そうかと思えば、アメリカのように、食というのはい日に必要なカロリーを口から放り込むと、こういう合理的な、極端から極端がありますよ。しかし、我が国はもう五感どころか、あらゆる食というものの、特に女性なんかは少しストレスがたまる大食いをするとかね。いろんな食というのがありますよ、だから、狭く狭く考えちゃいかぬということ、これが一つ。

それからもう一つは、国内外すべてからくる問題について、もう是非ひとつ、これは全部運用でやれることばかりなんです、意識と運用で。それと、情報を正しくできるだけ提供し、そしてコミュニケーションということの大事さ、こういうものが次から次へ継承されていくことによって私は非常に立派な基本法になるのではないかと、こう思いますので、一番気掛かりなのはこの国内外というところをごとを見てもなかなかすぐに分かるようなところがないから、できるだけ目で分かるように是非運用の中でお願いをしたいということをお願いして、その点について何か、一分であれ

があるなら、お聞きをして終わります。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私どもの今度の委員会は、食の安全の確立のためにやはり科学というものを重視しているという視点は非常に大きな視点としてございます。しかし、今、委員がおっしゃいましたことは、科学を重視するといったって、やっぱりそれぞれ文化やいろんな問題があったて、人の生きがいでもあるじゃないかと、栄養価がこれだけだから丸薬を口に放り込めば済むというような話で日本人は豊かな生活が送れるかと、こういう意味合いも込めての御意見だったろうと思います。

私も、視野を広くして、科学を中心にしたながらも視野を広くして、今度の安全基本法の体系がバランスの取れたものとして機能していくようにに努力したいと思っております。

○長谷川清君 終わります。

○高嶋良充君 引き続き質問をさせていただきます。高嶋良充でございます。

まず、谷垣大臣にお伺いしたいんですが、附則第八条に関連して食品安全委員会についてお伺いをいたします。

この間の衆参における審議を通して、食品安全委員会の独立性や透明性あるいは様々な問題が指摘をされてまいりました。私は、もう当初から、食品行政をやっぱり一元化すべきではないかと、そのためには食品安全庁的なものを設置するのが望ましいというふうにご検討されている一人なんですけれども、これは衆議院の参考人質疑の際の日和佐参考人の意見でも、食品安全庁という形で、一つの行政機関で食品安全行政を行うということは理想的なことであると、こういうふうにご述べられているわけですが、

そこで伺いますが、先ほど申し上げましたこの附則第八条で施行後の見直し検討の修正が行われましたけれども、この中に、当然のこととして食品安全委員会もその検討対象になり得るというふうにご検討されているんでしょうか。その点についてお答えください。

○国務大臣(谷垣禎一君) 高嶋委員は、食品安全庁のようなものと一元化ということに意を用いた体制、より良い選択があるのではないかと、この立場での御質疑だと思います。

この点は、まず申し上げます、私どもは、リスク評価とリスク管理といいますが、行政の中に科学というものをもう少し柱として立てていくという観点で、今見られますような管理機関と評価機関を分けるということでのこの組織を作りましたので、若干その点は委員の御見解と異なっているというところはまず申し上げなければなりません。

その上で、衆議院の修正で、この法律の施行の状況について検討を加えて、必要があると認めるときは所要の措置を取ると、こういうふうにご書いてございますけれども、これは現在どうかと言われましても、私どもは、この分離する体制できちとやっていくんだというところでございますから、現在直ちに直視しが視野に入っているとは御答弁できないのであります。今後、いろいろな食品安全行政の活動実績というものは十分いつも勘案しながら、必要に応じてその辺りの議論もしていく必要があるかと私は思っております。

○高嶋良充君 安全委員会も含めて、その組織、機能の見直しという部分も当然その検討対象だと、そういうふうにご理解してよろしいですね。

○国務大臣(谷垣禎一君) それは、おっしゃるとおりでございます。

○高嶋良充君 じゃ、次に伺いますが、食品安全行政にかかわる国と地方自治体の役割分担の関係についてでございます。

七条にも地方自治体の責務についてうたわれているわけですが、私も、私は、地方分権がこれだけ進んでくると、国も大切だけれども、それ以上に地方自治体の食品の安全に対する施策が重要になってきているんじゃないかというふうにご思っているんですが、七条で責務がうたわれているけれども、具体的な自治体の役割というのはいまだにうたわれていないんですね。これは、やっぱり自治体の役割というものをどのように考えられて

いるのかということ、当然そこに具体的に明記をすべきではないかなというふうには思っているんです。

ただ、基本法ですから、そこまで具体的に書くのが必要なかどうかという部分がありますが、明記の部分は別にして、大臣として、地方自治体の役割、責務に対する役割というのはどのようなものがあるのか、御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 国と地方自治体の役割分担という点につきましては、やはり地方自治法にさかのぼって考える必要があらうかと思えます。

もう言うまでもございませんけれども、国は、全国的な統一であるとか全国的な規模、視点が必要な施策というようなことを重点的に担っていくということでしょうし、住民に身近な行政はできるだけ自治体が行っていただくことだろうと思えます。

食品安全基本法でもこういう地方自治法の考えを基礎に置いているということは、これはもう間違いないことでございますが、具体的には、食品衛生法とかあるいは農薬取締法というような個別法で、国、概して言えば、国については全国統一の規格、基準の設定であるとか、地方公共団体については飲食店営業等の許可とか業者の監視、監督、報告徴収といった区域の実情に応じた行政の実施といった役割分担が決められているわけでありまして、現在のところ、この法案の中にできれば書き込んだらどうかというふうな今、御示唆もいただいたわけでありまして、関係法律において一応その役割分担というのは明らかにしているのではないかとこのように考えております。

今後とも、いろんな問題が起きましたときは、地方自治法というものをやはり基礎に置いて整理をしていく必要があるかと思っております。

○高嶋良充君 確かに、個別法でまあ具体的な役割分担というのが明記をされているわけでは

けれども、私は、食品安全委員会が新たにできるということも含めて、この食品安全委員会と地方自治体の連携も重要な課題になってくると思うんです。

BSE問題のときもそうでしたけれども、こういう食品を扱う現場で緊急事態が発生した場合は、そのすべてとは言いませんけれども、その大半が地方自治体の職員が現場で対応することになるわけですね。BSEのときにも家畜保健所の獣医さんとあるいは都道府県の保健所の獣医さんまで動員をしないと、こういうことになるわけですから、そういう意味で、食品安全委員会と地方公共団体との連携あるいは連絡調整、さらには日常的な情報交換、こういうものを密にしていかなければならないというふうには思っているんですが、今後、どのように強化されようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) このたびのこの食品安全基本法が議論されると同時に、全国の都道府県においてもそれぞれの食品安全行政の組織、体制をどうしていくかという様々な議論が行われているというふうには承知しております。

具体的には、そういう組織の在り方はそれぞれの都道府県で最善と考えたものを選択していただくべきことであらうと思えますけれども、私どもとしては、やはり縦割りの弊を乗り越えるというようなことをやはり念頭に置いて作業していただければという気持ちは持っております。

それで、幾つかの都道府県ではそういう組織改編とか連絡会議とかなさっているわけですが、食品安全委員会でも、地方自治体における食品安全行政の体制に関する情報についてもこれはきちっと集めておく必要がございますし、そういったものも含めて、地方自治体も参加する幅広いリスクコミュニケーション、これは工夫していかなくてはならないと思っております。特にその中でも双方間の情報交換の促進をしていくということが必要ではないかと考えておりますので、今後、十分工夫をしてまいりたいと思っております。

○高嶋良充君 連携をやっぱり密にするということであれば、私の考え方からすれば、その食品安全委員会の委員に地方公共団体の長を一人でも入れる方がいいんじゃないかなというふうには思っているんですが、今までの審議の中でこれはもう専門家に限るんだということになっているようですから、そのことはまだ今の段階では申し上げません。

それで、もう一つ地方自治体にかかわる問題で、やっぱり地方自治体、人手が足りないために食品監視などの食品の安全を推進するための施策が十分に果たせていないという現状があるというふうには聞いています。基本法制定を機会に地方自治体においても人的配置を含めた食品安全行政の体制機能強化についてやっていくべきだというふうに思っていますが、これは地方自治体独自の、あるいは総務省等とも財政的な問題は議論されてやられるというふうには思いますが、それを総括される立場の谷垣大臣としては、一般的な考え方で結構ですから、どのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思えます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 先ほど御答弁申し上げましたとおり、体制に関しては基本的にそれぞれの都道府県で考えていただくべきことと思えますけれども、私どもとしては、それぞれの自治体の食品安全行政と体制の在り方というように、もちろんこれは諸外国でどうやってやっているかということも含めて広く情報収集をして、そして、自治体の食品安全行政に携わっておられる方々と先ほど申し上げましたように密接な連携を図って、いわゆるリスクコミュニケーションに自治体をこちからいえる巻き込んでいくということになるわけですが、一方通行の議論はやっぱり良くないんじゃないかなと、こういうことを基本に置いて工夫をしてまいりたいと思っております。

それから、先ほどちょっとお触れになりましたいろいろな緊急事態が発生したような場合の連絡体制というのは特に必要なことでございまして、実

はその緊急事態が発生するような場合に、第一報が、じゃ食品安全委員会にすぐ入ってくるかという、必ずしもそうではなくて、現実にはそれぞれの自治体の保健所なりその自治体の持っている機関にまずこういうのが発生したと入ってくる場合が多いんじゃないかと思えます。そういう意味で、自治体のその機関との連携というのは私は極めて大事だというふうに考えております。

○高嶋良充君 地方公共団体の食品安全行政、とりわけ重要なのが学校給食ではないかというふうに思っているんですが、今日は文部科学副大臣もお見えをいただいているというふうに思いますが、この学校給食は三つの機能があるというふうに言われています。当然、食事サービスとそれから給食を通じた食教育というか教育活動、そして地域経済も含めた経済活動にも寄与するんだと、そういう機能があるというふうに思っていますが、これからこの三つの機能をそれぞれ充実をさせていくことが求められているというふうに思っていますけれども、食教育という立場から、文部科学省として、学校給食の強化策についての見解を伺います。

○副大臣(渡海紀三朗君) 委員御指摘のように、子供のときに、学校給食を通じて食の安全また食習慣等を学んでいただくということは、大変学校給食が役割として大きなものがあるというふうに認識をいたしております。給食は、そういった意味で、教育的意義から考えても生きた教材でございます。そういうものを積極的に活用していくことが大変重要であるというふうに認識をいたしておりますし、様々な機会を通じて引き続き給食の指導というものの充実を当省としても図りまして、児童生徒が食の安全とか、ひいては健康な体づくりですね、それが将来にもつながるわけでございますから、そういったことを自分で学ぶと、そういった機会にしていきたいというふうに今後とも指導していきたいというふうに考えております。

○高嶋良充君 そこで、具体的な問題を伺いた
いんですが、BSE問題が発生した以降、学校給食
で牛肉を使用しなかったというのは、これはかな
り大々的に報道されました。心配するのは、いま
だにまだ牛肉を使用していない小学校があると、
こういうふう聞いていますけれども、幾つ
ぐらいあるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(田中壮一郎君) 学校給食におきま
して牛肉を使用していない学校でございませうけ
ども、これは農林水産省の方で御調査いただいた
わけでございませうけれども、平成十五年四月十八
日現在で、市町村ベースで八十市町村、約二%、
学校数では千七十一校、全体の三%となってお
るところでございます。

○高嶋良充君 これが一番、四月十八日と言われ
ましたかね、一番新しい調査結果だろうというふ
うに思います。昨年の三月では六千二百まだあつ
たんですね。それで、今年の一月では千五百六十
五と、こういうことですから、四月で千七十一、
それでもまだ千七十一校、牛肉を全く使ってい
ないという小学校があるわけですね。

先ほど同僚議員の長谷川委員の方から、安全イ
コール安心ではないんだと、こういうことを言わ
れ、正にそのことをこれ、象徴しているような出
来事だというふうに思ふんですけれども、子供た
ちはやっぱり今でも牛肉に対する不信感がまだ
残っているんですね。後遺症とは言いませんけれ
ども、不信感が残っているんだと。安全宣言して
もまだ安心のところには御本人たちは至ってい
ない、こういうことなんです。

そういう観点でいうと、これは牛肉が入ってい
ないから食べないという、そういうような子供た
ちに対して、やっぱりきちっと安心して食べら
れるような食指導というのが必要なんだろうとい
ふふうに思いますけれども、今までまだ千七十一
校も残っているわけですから、どのように具体的に
されようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(田中壮一郎君) 文部科学省といた
しまして、一頭目のBSE感染牛が発生した当
初から関係省庁と連携をいたしまして正確なその
情報の提供に努めてきておるところでございま
す。特に、平成十三年十月十八日、厚生労働大臣
及び農林水産大臣から安全宣言が発表されたわけ
でございませうけれども、同日付けで文部科学省と
いたしまして、学校給食におきまして牛肉の使
用を自粛している学校等につきまして保護者の
理解を求めつつ従前の取扱いに戻すなど、適切な
対応が取られるようその通知を発したところで
ございます。

その後も、いろんな会議とか研究協議会を通じ
ましてその周知徹底に努めておるところでござい
ますし、また、特にその自粛率の高い都府県につ
きましては個別に指導もさせていただいておるこ
ろでございませう。また同時に、厚生労働省ある
いは農林水産省と連携をいたしまして、全国の児童
生徒の保護者向けのパンフレットを作成、配付い
たしまして牛肉の安全性等についての周知も図っ
てきておるところでございませう。

これらの牛肉の安全性に関する正しい情報に基
づきまして学校現場でも、学校、児童生徒に対
して牛肉の安全性に関する指導が行われてきてお
るというふうにご考えておるところでございますけ
れども、今後とも、私どももいたしましては、必要
な情報の提供あるいは特定の都道府県への指導等
を通じて子供たちの安心感の醸成に努めてま
いりたいと考えております。

○高嶋良充君 先ほどからも出ていますけれど
も、やっぱりこの失われた食品の安全性に対して安
心と信頼を得ていくというのは大変なことだろう
というふうに思ふんです。

そういう意味では、基本法の第十九条で、安全
性の確保に関する知識と理解を深めるために必要
な措置を講じなければならないという、こういう
条文があるんですけれども、当然、この学校給食
を扱っておられる文部科学省としても、先ほど言
われていますように、食教育という立場でこの第

十九条ののちとって強化していくことは非常に重
要なことだというふうに思ふんですけれども、そ
の辺の決意も含めてもう一度お伺いしておきたい
と思います。

○政府参考人(田中壮一郎君) 食品の安全性につ
きまして学校教育で正確に理解させることは、子
供たちがその生涯にわたって健康で安全な食生活
を送る上で非常に大切なことだと思っております
のでございまして、学習指導要領におきまして
は、例えば中学校の技術・家庭科の分野におきま
して、食品の品質を見分け、用途に応じて適切に
選択することができるよう指導することといたし
ておりますし、また高等学校の家庭科では、食生
活の安全と衛生について理解させ、健康や安全に
配慮した食生活での管理ができるように指導する
こととしておるところでございませう。

今後、ただいま御審議いただいております食品
安全基本法の趣旨を踏まえまして、食品の安全性
の確保に関する教育を充実する観点から、学校に
おける食に関する指導の全体の充実を図る中で食
品の安全性に関する教育への取組も一層推進され
ますように各都道府県教育委員会や学校等に対し
まして指導してまいりたいというふうに考えてお
ります。

○高嶋良充君 是非、御努力を要請をしておき
たいと思います。

それに関連して、最近では、ファストフードより
もスローフードというふうになされるようになって
まいりました。スローフードというのは、質の
良い食文化を守り食の楽しみを知ることだと、こ
ういうことで北イタリアの方から発生した運動で
あるようなんですけれども、最近、日本でもこうい
うスローフードという考え方がかなり発展をしてき
ているようでございます。

画一的なメニューの提供ではなくて、地域の材
料を取り入れた教育、文化としての学校給食を提
供してほしいんだという、そういう要望だろうと
いうふうに思いますが、私は必要なことだとい
うふうに思っているんですけれども、文部科学省と

してはかがお考えでしょうか。

○副大臣(渡海紀三朗君) 基本的には、委員御指
摘の認識と同じでございます。また、教育の場
を取り入れることによって、給食に、こういうも
のがあったのかというのを子供たちが、やっぱ
り知ってもらって、そして地域でどういふような生
産活動が行われているか、この地域にはどういふ文
化があるかということ等を学んでいく上でも大変こ
れは重要なことだというふうな認識をいたしてお
りまして、様々な機会を通じて、そのような指導
といえますが、通知をさせていただきながら、積
極的に取り入れていくようにという指導をさせて
いただいております。

今後、より様々な機会をとらえて、こういった
ことの実効性が上がるように努力をしております
というふうにご考えておるところでございます。

○高嶋良充君 副大臣から力強い御答弁をいた
いたんですけれども、ただ、スローフードを広め
ていく上で弊害になっている部分がある。それ
は、画一的、独占的なファストフード食材の提供
を行っている国の日本体育・学校健康センターが
あるからだと、こういうふうに言われているん
ですね。

この際、どうですか、日本体育・学校健康セン
ターの食材供給、すべてを廃止しようというの
は一挙にならぬですけれども、見直しも含めて検討
される必要があるんじゃないかというふうに思
うんですが、いかがですか。

○政府参考人(田中壮一郎君) 日本体育・学校健
康センターにおきまして物資供給業務というもの
は、近年、先生御指摘のように、その取扱いを順
次廃止、縮小してきておるところでございま
して、現在は外国から輸入いたしております脱脂粉
乳と輸入牛肉の二品目のみを取り扱っております
のでございませうけれども、この二品目につきま
しても、平成十三年十二月の特殊法人等整理合理化
計画におきましては、「社会経済情勢の変化等によ
り国が給食物資に与すべき時代ではなくな

ており、諸条件を整えて、センターの業務としては廃止する。」とされておるところでございます。輸入牛肉につきましては、同センターが本年十月一日に独立行政法人となるわけでございますけれども、その前に取扱いを廃止したいと考えております。

また、脱脂粉乳につきましては、これは関税の無税措置を受けておると、受けて輸入しておるということでございまして、輸入相手国との協議などの諸条件を整えた上で少なくとも平成十七年度末までには取扱いを廃止したいと考えておるところでございます。

○高嶋良充君 前向きな答弁をいただきましたが、是非見直し、廃止、早急に行っていただくようにお願いをしておきたいというふうに思います。

そこで、HACCPの関係について若干伺います。

一九九九年の生活安全総合研究事業の中で、食中毒予防の在り方に関する研究報告というものが出された。そこでもHACCP、日本語で訳すと危害分析管理、あるいは危害分析重要管理点と、こういうふうに言うようだけれども、これを導入しよう、こういうことになっているんですね。

調理施設のドライシステム、その中で調理施設のドライシステム化が有効であると、こういうことが示されたんですけれども、学校給食での調理施設のドライシステム化を進めるためにハード、ソフト面の両面で文部科学省としてはどのように具体化を図ってこられたのか、あるいは今後図られようとしているのか、お伺いしたいと思えます。

○政府参考人(田中壮一郎君) 学校給食施設におきますドライシステム化につきましては、特に平成八年度では〇一五七の問題が出たわけでございますけれども、特にこれを踏まえまして、安全な学校給食を実施する観点から調理室のドライシステムへの改修を行わなければならないということ、まずそういう改修のための衛生管理強化事

業、特に床を張り替えるとか、そういうことでの補助を平成八年度から開始しましたし、平成九年度からは、老朽化した給食施設を建て替える、改築する場合にはドライシステムを採用しているものにしか給食施設の補助をしないということにいたしました。ドライシステム化推進事業として今、補助事業を実施しておるところでございます。

それで、また学校給食におきます安全管理という観点からは、食品の購入あるいはその研修、保管、調理過程、配送、配食等、それぞれの過程に即しまして学校給食衛生管理基準というものを策定いたしまして、より安全な学校給食の実現に今努めておるところでございます。

○高嶋良充君 最後に、もう一点お聞きしておきます。

このHACCPに関してですけれども、HACCP承認を更新制を導入されよう、こういうことと、していただく、こういうことになっているようにございすけれども、現場段階においてこのHACCPというのは危害分析管理をきちっとすると、こういうことですから、現場段階において日常的なこのデータ、資料の作成をきちっとやっていかなければならないと、そのためにはかなりの労力が必要と、こういうことになっているように思われます。この部分についての予算措置、今までされてきたのか、今後どのようにされるか、お伺いしたいと思えます。

○副大臣(渡海三朗君) 少し数字については後で局長にお答えしますが、この学校給食施設と対象には実はなっていないわけでございます。HACCPの承認基準の対象というのは、販売の用に供する食品等の調理を行うと。しかし、これは、学校給食施設が承認基準に入っていないくても、まずこれに準じたというか、同じような運用をやっているというところで今努力をさせていただいております。

先生、今お話しになりました点は、先ほど局長がお答えいたしましたように、学校給食栄養管理基準の中で毎日かなり厳しく様々なチェックを現在行っております。細かいことは言いませんが、冷蔵庫はどういう状態になっているかとか、ということまで、私も表を見せたいいただきました。そういったことで衛生を担保しながら、同時に現在ドライシステムの変更というものをやっております。十五年度においては四十一億三千八百万円を措置しております。

ソフト面において費用を今どうしているかという点につきましては、全体の中で考えられる問題でございますから、いささか、幾らがこれに掛かっているというふうにはちょっとお答えするわけにはいかないと思えますけれども、そういった点を通じて、変えていくところは変える、ハード面と変えるところは変える、ソフト面と変えるところは変えることによって、学校給食現場での安全というものを確保してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○松井孝治君 本日は、これまでの委員会の質疑で提示された論点のうち、私としても最終的にう一度確認をしておきたい幾つかの論点について、谷垣大臣を中心に御質問をさせていただきます。

最初に、この法律、食品安全基本法案で守るべき法益というんでしょうか、そこをもう一度確認をさせていただきたいんですが、政府の内閣官房の方においでいただきました。この法律の二条、食品というものの定義をもう一度お伺いしたわけでありまして、食品とは、すべての飲食物で、医薬品、医薬部外品を除くというように定義になっているわけでありまして、要は、これは具体的に何のことですか、もうちょっと分かりやすくおっしゃってくださいますか、もう一つ、申し上げましたところ、内閣官房の方、政府の方が、要は医薬品、医薬部外品以外で口に入るものは基本的に全部当たると思ってくださいというふうに御説明をいただきました。

この十一条には食品健康影響評価という概念があるわけで、ここを見ますと、更にそこから、食品健康影響評価の対象というのは、単に食品だけではなくて、フードチェーンというんでしょうか、その前段階で農業の生産に用いられる農薬であるとか、あるいは当然、食品に関連した包装容器であるとか、あるいは食器などにどういうものが使われているか、そういうことまで含めて食品健康影響評価というのは行われるというふうに私は理解しております。

そういう意味で、この食品安全基本法案の対象というのは非常に幅広い。いわゆる農薬であるとか容器、食品をめぐる包装容器であるとか食器であるとか、非常に幅広いものが食品安全というものの安全を確保する対象であると私は認識しておりますが、そういう理解で谷垣大臣よろしいでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 食品自体は、今、松井委員が引かれたように、二条に定義規定が置かれておりまして、薬事法で言う医薬品、医薬部外品以外のすべて口に入るもの、飲食に供されるもの、ということだろうと思えます。

今、非常に松井委員が広く言われましたけれども、じゃ何をいわゆるリスク評価の対象としていくかということになりますと、食品添加物とか化学汚染物質というのは、そのもの自体は飲食の用に供するわけじゃありませんから、じゃ二条の食品の定義に入らないうわけでは、それは食品の定義に直接は入らないわけでありまして、だけれども、飲食の用に供される食品に含まれて人の健康に影響を及ぼす可能性は、これは当然あるわけでありまして、食品安全委員会が行うリスク評価の対象に当然含まれていなければ、それは、はじくということではできないと。そういう意味で、広く解釈いただいて結構だと思えます。

○松井孝治君 おっしゃるようなことだと思うんですが、人間の口に入るものということになりますと、いわゆる食品添加物以外のものにな

ても、食品の製造プロセスにおいていろんなものが混入する可能性がある。したがって、そういうものも含めて食品のリスク評価をするときにはきちんと安全性のチェックをしなければいけない。私、ちょっと調べましたら、これ、化学物質で昭和四十九年に我が国で製造、輸入されているというふうな届けられたものというのは約二万種類あったらしいんです。それから、昭和四十九年から平成十三年までに、年間製造が一トンを超えるようなものが約八千件の届出があったというふうな言われています。

この、年間一トンを超えるものですか、一トン以内のものということになりますと、平成十三年度だけでも一万一千種類、一万一千件のものが確認されている。ただ、これが何かつとも累積的に登録されているようでありまして、本当にその中の新規の化学物質がどれぐらいあるかということについては、ひょっとしたらそのうちの一割程度かもしれない。それだけでも、平成十三年度だけでも千種類の物質が新たに製造されたり、あるいは輸入されたりしているわけでありまして。

それが、当然のことながら、食品に関連する包装容器に新しい化学物質が使われる、あるいは食品の中にもそういうものが一部混入するリスクがある。そういったことが、やはり国民の間には、非常にアレルギー性疾患で苦しんでおられるお子さんや、お子さんだけに限らず大人でもそういうことがあるわけですが、あるいは化学物質過敏症みたいなものが、非常に幅広く国民の間でそういう疾病が広がっているということに関連があるんじゃないかという不安があるわけでありまして、そういう意味で、この食品安全委員会のリスク評価というのは、非常に重要であるということとは、これはもう論をまたないと思うわけでありまして。そういう状況の中で、本当に食品のリスク分析あるいはリスク評価、食品安全委員会プロパーでいうとリスク評価なんですよけれども、そこに、リスク評価を行う、あるいはリスク分析を行う政府全体としての専門家の数というのが本当に

十分あるんだろうか。

我々は、従来、農林水産省あるいは厚生労働省と食品安全委員会のこの関係が本当にこれでいいんだろうかという問題提起をしまいたが、その問題に加えて、そもそも日本全体の絶対数として、科学的知見を持ってリスク分析を行える、そういう専門家がどれぐらい本当にいるんだろうかということについて非常に懸念する声があるわけでありまして。

そこでお尋ねであります、これは谷垣大臣の方から一括してお答えいただいても結構ですし、農林水産、厚生労働、両省の副大臣、政務官の方からお答えいただいても結構なんです、現実的に今の政府に、これはまずそもそも日本全体として、政府だけじゃなくて民間や大学にもどれだけの数かという問題もあるんですが、どれぐらいの数の方が、食品の安全のリスク分析を行う専門家、行い得る専門家の方々がいらっしゃるのか。農林水産省それから厚生労働省、両省にいろんな研究機関もあるわけでありまして、そこにどれだけの数の食品安全の能力を持った、科学的知見を持って分析する能力を持った人、これはリスク評価とリスク管理という分別は従来の役所の体制で行われていないと思いますが、それをひっくり返して結構でございますが、どれぐらいの方がいらっしゃるのか。

それから、もっと言うと、それは、例えば二十年前と比べてそういう専門家の数が増えているのか、増えていないのか。これは質問通告をいたしておきますが、谷垣大臣からでも結構ですし、両省からでも結構でございますが、お答えいただけますでしょうか。

○大臣政務官(渡辺眞能君) リスク評価やリスク管理に対応する人材の問題を広くお尋ねになつていらっしゃるわけですが、まず松井委員が、いろんな中で全体ではどうかということについてお答えをさせていただきます。

食品安全に関する学術の分野というのは、それではどういう分野が含まれるかということも、こ

れは大変難しい話であります、一応、化学、毒理学、微生物学など複数ありますが、全体的な網羅的に把握することは先ほど申し上げましたように難しいんで、どういう統計をひっくりくるかという問題はあるんですが、一応今、国内に日本食品衛生学会というのがあります。日本食品衛生学会というのがあります、先ほど私、申し上げたような、いろんな分野の人がこの会員になっているということ、これを一応、食品安全に関する専門家ということで考えますと、平成十三年十月現在で、全体で二千五百六十三名いらっしゃいます。こういう方々が、もちろん役所におられる方もあるし、あるいは、大多数は民間だと思いが、それぞれの分野でどれぐらいいるかということとはまた質問に対応いたしまして具体的ににお答えしたいと思いますが、まず全体的な数としては、日本食品衛生学会がこれに相当する数ではないかというふうな考えると、二千五百六十三名でございます。

○松井孝治君 その中で、渡辺政務官、役所の中にいらっしゃる方は何名いらっしゃいますか。

○大臣政務官(渡辺眞能君) まず、厚生労働省の、私の方の関係を申し上げます。

それから、先ほどの質問の中で、十年前、二千五百六十三名に対応する十年前の数字はちょっと調べておりませんのでまた後で報告いたしますが、質問、委員の方から十年前と比べてどうかという質問もあったので、本当は十年前が分かればお答えした方がいいわけですが、十年前が分からなかったもので、また後で御報告いたします。

それで、その中で、では厚生労働省の人材の方はどうかということでございます。先ほど私が申し上げた学会に入っているか入っていないかと直接連絡するわけじゃありませんけれども、厚生労働省でこういう仕事に担務している者の数でございますが、これは、いろんな組織の再編等もありましてなかなか分らないところありますけれども、そういった仕事に関係している者は、現在で五百三十四名でございます。厚生省の関係では五

百三十四名。これは平成、五十九年、もう十年前以上になるわけでございますが、が二百七十一名でございますので、ほぼ倍増しておると。こういう仕事に携わる職員の数には倍増させていると。非常に重要な仕事になってまいりましたので、職員の数も倍増しているということでございます。役所の中で倍増している職員の数なんというのは分野別に見ると非常に少ないと思いますが、倍増いたしております。どういう人間かというと、医師、薬剤師、よろしいですか。そういうことでございます。

○松井孝治君 同じような数字を端的に、農林水産省の方の関連でいいますと官民合わせてどれぐらいの分量の方がいらっしゃるかと、そして農林水産省の関係の政府機関、あるいは今は独立行政法人になっているものもありませんか、そういった方々にどれぐらいいらっしゃるか。あるいは数字の増減ですね、今おっしゃったような。数字を端的に教えていただけますか。

○副大臣(太田豊秋君) 松井委員がおっしゃっておられますように、リスク評価と管理に関するこの区分というのはなかなか明確に今のところできておりませんが、これは困難でございますが、食品研究の専門機関である独立行政法人の食品総合研究所に限定してお答えいたしますれば、現在食品の安全に関する研究を実施している部署には十五名の職員がおりまして、そしてそのうち博士号の取得者は十三名でございます。

それからまた、二十年前に比べてどうかというふうな御質問でございますが、これは二名増員でございます。

それから、近年、食品の安全に関する総合的な研究の必要性にかんがみまして各種プロジェクトの研究などを実施しておりますが、そういった中で、食品総合研究所で二十名、それから、全部独立法でございますが、農業技術研究機構で五十三名、それから同じく独立法で農業環境技術研究所で十六名、同じく独立法で水産総合研究センターで十一名で、計百名の研究者が研究に参画をいたして

おります。そして、そのうち六十一名の方が博士号を取得をされております。

なお、農林水産省所管研究機関以外の民間とか大学の食の安全に関する研究者数というのはちょっと今把握してございませんので、申し訳ございません。

○松井孝治君 ありがとうございます。

これ、大臣、恐らく調べるの、すごい手間掛かっているんですよ。というのは、従来の役所ごとにどうい分野の専門家ということは把握はある程度されているにしても、これが本当に食品安全の専門家かどうかということとを区分するということが、最初に渡辺政務官がおっしゃったように、非常に網羅的に把握することは困難だと。恐らくこれは、今、だから役所が悪いとかいうことを言うのが私の意図ではなくて、そういう体系になっていないんですね、恐らく役所の研究所の体制も。ですから、これをもう一度、本当にそれこそ、それをリスク評価とリスク管理あるいはリスクコミュニケーションに分けて専門家を登録していかなくいかぬというのは、これは物すごく実は大変なことであるんです。そこを正に食品安全委員会の下できちやっていたらだかなければいけない。

そして、今、渡辺政務官の方からは、五十九年、昭和五十九年に比べて倍増しているという話がある、これは行革の中では頼もしいことではありますが、やはり全体的な人数からいうと、本当にその中で食品安全、今、学会の登録者数ということとを最初おっしゃって、その後では一定の条件で二百七十一名とか五百三十四名という数字をピックアップされたんだと思うんですが、本当にどうい分野の専門家がいらっしゃるかというのを精査して、そしていくと、本当にその十分な数がいらっしやるかどうかということになりますと、やっぱり恐らくまだまだ不十分なんじゃないかなと私は考えます。

その意味で、大臣としては、この専門家、官、民あるいは学、そういったところにいらっしやる

専門家をきちっともう一度、食品安全委員会という視点でふるいを掛けるというか、どうい観点の専門家なのかということをもう一度精査をして、きちんとしたデータベースを最低限作らなければいけない。そして同時に、本当の専門家をこれから更に育てていっていただかなければいけない。

さっき私が化学物質の数を申し上げたというのは、やはり食品安全を確保するためにどんな科学的にも新しい物質が生まれてきている。そして、食品の生産流通形態も非常に複雑になっている。その安全性をきちっとチェックするためには、本当にここについては十分な予算的な措置も講ぜられなければいけないし、また人的にもっと人と人を育てる、あるいは本当に知見のある人であれば海外の専門家を招く、そうした必要があると思うわけでありまして、その辺りについて、専門家をどうやって確保するか、そしてそれをどうい分野の専門家であるかということとをきちんとデータベースを作り、知見をためていくか、そして育てていくか、それから外国からも本場の一線の専門家を招聘してくるか、これについて大臣はどういうふうにお取り組みになれるおつもりか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一) 今、松井委員のおっしゃった点は非常に大事な御指摘なのではないかと私、思ひます。

行政を具体的に展開していくときに、どれだけそれに関する専門家がいらっしゃるかを体系的に把握して行政をやっていくというような習慣が欧米諸国に比べてあるいは日本の行政省は乏しかったのかもしれないと、今、委員のお話を聞きながらそんなことも感じたわけでありまして、しかし、それを嘆いてばかりいては先へ進みませんので、具体的に今度の食品安全委員会、食品安全基本法のこの設計をいたしますときにも、専門家の意見を聞きながら、どこにどうい専門家がいるかという体系的な把握にも努めながら来たいつもりでありますけれども、現在まだ十分そうい

ことが私ども、できているわけではございません。

今後、リスク分析手法を導入して食品の安全性の確保に向けて新たな枠組みをスタートするに当たっては、人材の確保というだけじゃなくて、どこにどうい専門家がおられるかということの体系的な把握ということ、これは相当力を入れてやっていかなければならないんだろーと思ひます。

それとまた、委員が指摘されましたように、これはもちろん私もだけじゃなくて、リスク管理を担当される機関あるいは文部科学省におかれまして、関連分野の専門家の充実を図っていただいたり、人材教育養成制度という中で充実していただくことも必要だと思ひますが、食品安全委員会の行うリスク評価と具体的なリスク管理を行う中で専門家が育成されるという側面もあるうかと思ひます。私ども、活動していく中で、もちろんいろんな関係機関と連携を保ちながら私どもの仕事の中で専門家を養成していくということも意識してやらなければならぬではないかと思ひます。

それから、先ほどの長谷川委員からの御質問にも関連するわけでありまして、外国の専門家、現状を考えると、日本の国内の専門家だけで十分であるというふうには考えられないかなというふうな思ひます。必要な場合にはそういう方々の知見を十二分に活用していくという観点も併せて入れておかなければならぬんだろーと思ひますが、この点、今後十分意を用いて運営をしてまいりたいと、こう思ひております。

○松井孝治君 それで、食品の安全、先ほど長谷川理事の方からも御質問、指摘がありました、安全ということだけを専門家の知見だけで確保するというのは非常に難しい部分があると思ひます。しよせんそれは、専門家の数というものは幾ら増やしても限界があるわけでありまして、私は、フードチェーンというのが非常に多様になってきている、そして、先ほど申し上げたように、単に

食品そのものだけでは安全性は確保できない、その周辺の農業の問題やあるいは包装容器の問題、その他の問題をひっくるめて見ていかなければいけない、そのときに非常に重要な観点は、そこにどうやって消費者の方々の巻き込んでいくかということだと思ひます。

幾ら科学的に安全性が立証されていても、やはり現実的に食品に接している具体的なトラブルを抱えるのは消費者でありまして、今回、施策の内容を伺っておりまして、消費者モニターのような制度は導入しますという御説明を受けました。予算は二千三百万円でありまして、標準的な従来の消費者モニターのお金の使い方であれば、恐らくこれは各都道府県に十人程度のモニターを置くぐらい、五百名程度のモニターを置くぐらいというお話を、御説明を受けました。ただ、これは新しい予算ですから、今後、使い道は、二千三百万円をどういふうに使おうかというのは今後決められるということだったんですが。

私は、これももう少し、代表質問でも申し上げましたけれども、消費者とか生活者をもっと安全、安心を確保するための、単に被害者ということではなくて、そこに積極的に参画してもらうためには、消費者をもっとモニターとして入っていただくというの、物すごく大事なことでないかなと思ひてます。言わば日々の生活の中で安全性については消費者の方々です。ですから、今、食品の科学的知見をもって分析をする専門家をどうやって増やしていくかということについて大臣から前向きな御答弁をいただきましたけれども、是非、この消費者にもっと安全意識を持っていただいて、そこを、安全性をどうやって確保するかについて当事者になっていただいてチェックをしていただく、そのために消費者のモニターというの、是非拡充していただきたい。

どうせ、この食品安全委員会が、この法律が成立して施行されるのはまだしばらく、三か月以内でしょうか、掛かりますね。そして、その間に消

費者モニターの制度やいろんな施行に伴う準備活動とされると思います。そうしてくれば、この二千三百万円、非常に少ない予算だと私は思いますけれども、ただ、それにしても実際使えるのは恐らく半年ぐらい。その先に、やっぱり来年度以降、本当にこの食品安全基本法をきっちと施行させて、そして関連法律を改正し、それを施行していく中で、私は今、科学的知見を有する方々をどんどんもつと養成していく、あるいは、確保していく、それと同時に消費者の方々にもつと主体的に取り組んでいただく、この制度も併せて充実していただきたい。

そういう意味では、食品安全委員会に関する今回の法案に伴って予算措置は幾らですか、約二十億です。この金額というのは本当に、国民すべての食品の安全というものを確保するための予算措置として本当に十分なのか。あるいは、消費者の方々に日々の食品の安全についてのモニタリング活動をしていただくときに二千三百万円というのが本当に十分なのか。金額が多ければいい、あるいは人が多ければいいというふうには私はいませんけれども、やっぱりこれは、大臣の政治力をもってきちんとこれをもつと拡充をして、食品安全というものに恐らく国民の皆さん物すごく大きな関心を持っておられる、この分野にもつと大きな資源を日本全体として投下する、その意気込みを是非示していただきたい。

恐らく六月、七月となつてきますと来年度予算の要求に向けての大枠の議論が、どういう形に、骨太方針になるのか又は従来のようなシーリング閣議になるのか分かりますけれども、その段階でやはりこれ、仮称担当大臣というふうなことは大臣おっしゃいますけれども、そういうことではなくて、これにかかわられた大臣として政治力をは是非発揮していただきたい。

○国務大臣(谷垣禎一君) またなかなか、国会で多々ますます弁ずんという答弁はなかなかしに

くいとございますけれども、やはりこの委員会あるいは食品安全行政の重要性にかんがみまして、必要な予算措置は、これは私も一生懸命財務当局にもお願いをしなければならぬと思っておりますし、今後、しっかりと活動できるようなことは私も一生懸命努力したい、こう思っております。

それで、五百人のモニター、やや二千万の予算はシャビーではないかという御趣旨だと思っております。差し当たってはまずこれを十分に活用して、やはりモニターというのは消費者の中で非常に大事な、我々のこの行政を進めていく上では非常に大事な役を担っていただきますので、そういう方たちの言わば、啓発と言っては失礼ですが、十分そういうことに当たっていきたくて思っておりますし、それから、今いろんなモニター、各官庁で持っておられて、消費者の声を聞くというのをやっておられて、全部合わせるとこれは、私もまだ十分分りませんけれども、相当な数になるんだろと思っております。そういう方たちが消費者として食品に関して持っておられるようなお声もできるだけ活用させていただくようなことも考えなければならぬと、食品安全委員会としてそういうお声が伝達されてくるような、集まってくるような仕組みも考えておかなければならぬなと思っております。

○松井孝治君 是非、そうしていただきたいと思

います。私、モニターというこの制度は面白いと思うんです、謝金を払っているいろいろなチェックをしていただく。従来のモニターはどちらかというと、質問票を投げ掛けて、それに基本的に回収していただく。謝金も何か一万円とかそこら辺ぐらい、一万二千円とかそれぐらいの金額の相場だったと思うんですが、これは広い意味で公の政策に対して一般の市民の方々がかわり合いを持つていただく、それを、公務員だけが行政を運営するということがなくて、また審議会の委員とか大学の偉い先生だけが行政に対して意見を言うというこ

とじゃなくて、一般の市民に公益の一端を担っていただく制度。

私は、必ずしも公務員ではなくて、謝金ですから、厳密に言うならば非常勤公務員というモニターというののもつとあつていいかもしれませう。日々雇用でもう少し、従来の消費者モニターのように月に一回ぐらい何か回答してもらうというのではなくて、日々買物のついでに、言っちゃなんだけれども、若干の謝金を支払って、いろんなスーパーや商店街でどんなものが売られているのか、そこについての定期的な報告をいただく。言ってみれば、いわゆる国家公務員や地方公務員だけが行政を担うということではなくて、一般市民の方々に行政の本当に一部を担っていただくという意味では、これは、モニター制度というのは実は活用の仕方によっては非常に面白い制度だと思えます。

今おっしゃった大臣の御趣旨を生かして、特に消費者の食品のモニターというものは、従来の消費者モニター制度等をうまく活用してもつと多々の役割を担っていただければいいし、そういう方々と、リスクコミュニケーションという難しい言葉を使っていますが、もつと端的に、そういう方々が例えば大臣に、たまにでもいいですけども、具体的な不安というものをきちんと言つてくれるような機会を作るとかいろんな形で、市民のあるいは一般の消費者の方々の声というものを食品安全行政に生かすやり方は幾らでもあると思えます。是非工夫をしていただきたい、そのことをお願いしておきたいと思えます。

時間ありませんので、食育の問題について、今日、池坊政務官においでをいただきました。先ほど高嶋委員の方から御質問がありました。渡海副大臣の方からも、給食に郷土の産物とか料理を入れる、これは非常に意義がある、あるいは地域への愛着を増すような、非常に教育上も有意義であるという御答弁があつたと思えます。

重複は排除していきたいと思いますが、せっかく池坊政務官もおいででございます。私は、池坊

政務官にお尋ねしたいんですが、先ほど高嶋委員から御指摘ありましたように、典型的に言うところの、給食の問題は、日本体育・学校健康センターに代表されるような問題があります。要するに、国が地域に対して、こうしろあしろというふうに残り言わない方がいいのはもう当然であると思えます。しかしながら、現実には、やっぱり給食の仕組みがそういう中央集権的な構造を抱えているのは現実の問題としてあります。

さっき渡海副大臣がおっしゃったように、やっぱりもつと地域に愛着を持っていただく。あるいは、先日の五月六日の委員会でも農林水産省の研究所長の方においでいただいて、地産地消ということをもつと地域レベルで、給食なんて非常にいい例なので取り入れていくべきじゃないか、それが食育の基礎ではないかというような御答弁もいただきました。

そういう御答弁を踏まえて、これは中央が押し付けるという意味ではなくて、谷垣大臣も池坊政務官も私も同郷であります、例えば私たちの同郷の土地でいえば、もつと京都の子供たちが京野菜、その地域の近くでいろんな生産者の方が一生懸命作っておられるその京野菜みたいなものを給食で取り入れて、そしてその生産者の顔が見えるような、農業というものをよくもつと日々の教育の中で分かるような、そして地域に愛着を持てるような、そういう給食というものをもつと取り入れるべきではないかと思えます。

これは、別に文部省がそれを京都市に例えば押し付けるということではなくて、そういうことがもつと地域から自発的に出てくるような雰囲気醸成は私は必要ではないかと思うんですが、その辺り、非常に長い期間にわたつて政務官をお務めでございますし、地域に対する愛着をお持ちの池坊政務官の方から、今後の食育あるいは給食の在り方についての御答弁をいただきたいと思えます。

○大臣政務官(池坊保子君) 私は、政務官になります前の委員のときから、学校における給食を完

全に実施したいというふうに推奨してまいりました。

なぜかと申しますと、この間、松井委員がおっしゃいましたように、今、朝食を抜いてくる子供たちが小学校では五％、中学では一四％でございす。昔から、金銀銅、朝食は金なんだ、それぐらいの大きな役割があるんだと言われておりますけれども、今の子供たちは朝御飯を食べる時間がない、また、睡眠時間が取れていないので朝御飯を食べたくないという状況にございす。その中であって給食が果たす役割というのは、私は大であると思っております。今、小学校では九八％、中学校では六七％、この中学校を是非私は皆様方のお力もいただいて一〇〇％にしたいと思っております。

先日の松井議員の議事録を拝見いたしましたら、農水の政府委員の方が学校給食は大変お粗末だというお話でございましたが、それは遺憾でございまして、今、厚生労働省が作成しております一日に取る量の三分の一を取るようにと指導して、現実にも私を視察をいたしました、ともに学校給食、食べております。また、献立もチェックいたしております。きちんと栄養のバランスも考えておりますし、また、取ります量の五〇％のカルシウム、これはなかなか普通の生活では取れませんので、学校給食の中で取るようにいたしております。その結果、小中学校の子供たちの一〇〇％、カルシウムは充足いたしております。ところが、中学校を終えまして給食がなくなりますと、これがたんと減るんです。ですから、そういう意味で栄養の面から大変に給食が必要であるという事。

それからまた、給食は、言うまでもございせんが生きた教材でございす。今、総合学習と言われているけれども、同じものを子供たちが食べることによって、不登校やいじめの解消にも結び付くし連帯感が生まれてくる、それからまた、学校の先生との触れ合いが生まれてくる。今、委員がおっしゃいましたように、地元のもの

を取るべきである。それは本場で、郷土を愛する心などというのは、実際に郷土にありますがものを食べることによって、その作った人たちの苦勞あるいは喜びというのを共感することが私はできるんだというふうに考えております。

全国におきまして、例えば千葉県では七四％が県産のものを使っております。そして、佐賀県では六三％。大分、鹿児島でも五〇％近いもので県産のものを使っております。

じゃ、私も、大臣や委員がおります京都はどうかというのを調べましたところ、京都ですと、地域ではもういろんなものを多種使っております。例えば、鶏肉、卵、みそ、タケノコ、もう野菜はさることながら、いろいろと工夫して皆様方がお使いいただいているというのが現実でございす。

京都市内は、じゃ、どうかといいますと、やっぱり七万四千食作らなければいけないわけですね。これは流通、それから大量に確保しなければならぬという問題等がございすので、なかなか細やかに地産のものを使っているということにはなりませんけれども、本当にきめ細やかに地産のものを作って、子供たちにそういうものの喜び、それから親しみを教えようということの工夫は私どもいたしております。先ほども、こういう「食生活を考えよう」という教材を私ども作っております。(資料を示す)この中に、北海道では何があるのかと。この中に、さっききつとお話したと思ひます、賀茂ナス田楽の話なども出ております。

ですから、こういうものを通して、押し付けではなくて、醸成の中で、先ほど委員がおっしゃいました醸成が大切なんだと思ひます。都道府県が、地方公共団体がそうしようという雰囲気盛りがあっていくことが大切だと思ひますので、そういうふうなことから働き掛けていきたいと思ひますので、地元の委員も是非御協力をよろしく願ひしたいと思ひます。

○松井孝治君 是非、よろしく願ひいたします。

栄養素の話がされました。栄養素の問題も非常に重要であります。おっしゃった後段の部分の、やっぱり郷土を思う気持ちみたいなものがどうやって作られていくのか。そして、それを、従来のむしろ中央集権的な仕組みを崩していく中でもっと地域が主体的にそういう取組を行っているかどうか、今後ともそういう意味での御努力をお願いしたいと思います。

時間がもう残り少なくなりましたので、最後の御質問になろうかと思ひます。谷垣大臣にお伺いをいたします。

これは先日、黒岩委員の方からも御質問があったように、附則七条を見ますと、内閣府設置法の一部を改正する条項があつて、四条の一項及び四条の三項の改正が盛り込まれております。そして、それに加えて、これは法律事項ではありませんが、関係閣僚会議におきましては、これは平成十四年の六月です。一年前の関係閣僚会議では、食品安全の担当大臣を置くということを政府として合意をされております。

この附則七条、内閣府設置法上の第四条の規定の追加というのは、基本的に内閣府設置法上の第九条に特命担当大臣という規定がありまして、その特命担当大臣を置くためには、その事務が、内閣府設置法第四条の二項、あるいはその二項、二項と関連した三項の事務がなければ特命大臣がその事務に関して置くことができない。したがって、その手当てを地味にされていて、それに付いては余り政府側は御説明をされてないようでありまして、非常に大事な規定であると思ひます。

私が何を言いたいかといいますと、この内閣府設置法第四条の二項及びそれに関連して三項に事務が規定されていることは、内閣府設置法上の特命大臣、第九条に基づく特命大臣が置ける。そして、この特命大臣というのは第十二条に基づ

いて勧告が行える。そして、その勧告が受け入れられない場合は、最終的に内閣総理大臣が、内閣府設置法十二条に規定がありますが、指揮監督まで行える、内閣法六条に基づいた指揮命令まで内閣総理大臣が行えるというところまで入っているわけでありまして。しかも、その根拠規定である内閣府設置法上四三三項に位置付けられる新しい事務というのは、このリスク評価というものが明確に規定されているわけでありまして。

そういう意味で、ここ、谷垣大臣、最後に御答弁いただきたいんですが、特命大臣を置くんだ、そしてその特命大臣は、きっちりこの食品安全委員会が法律上の権限、勧告権が与えられていますが、それを越えた権限が実はその特命大臣には内閣府設置法十二条に与えられているわけでありまして。

そういう意味で、食品安全の担当大臣は特命大臣になり、その権限を必要とするときにはきっちり他の行政機関に対して行使するんだ、その決意だけ最後に谷垣大臣に、そういう制度になっていますので、確認をしておきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣 一君) 松井委員は、内閣府の構成に大変お詳しくいらっしゃるので今詳しい御指摘がございましたけれども、要は、内閣府の特命担当大臣、これは食品安全委員会、食品安全委員会を担当する特命大臣を置くことも法律的には可能でございす。ただ、一方、必ず置くというふうには書いてございせんので、置くか置かないかは内閣総理大臣の判断になります。

しかし、他方、お引きになりましたように、この委員会ができましたと総合調整がどうしても必要でございすし、また関係閣僚会議においても、この委員会には担当大臣を置くようにという関係閣僚会議の決定と申しますか、合意事項がございすので、恐らくは、恐らくは私どもは特命担当大臣がという形で担当閣僚が置かれるだろうと。そういう場合には、その担当閣僚には当然、今、委員がおっしゃったような勧告権その他を適宜適切に行使して食品安全委員会の使命を全うできる

ように行動していただかなきゃならぬと、こういうことだろうと思います。

○松井孝治君　そういうことで、強い指導力を持って食品安全の問題に取り組んでいただきますようにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○白浜一良君　谷垣大臣、御苦労までございます。

本食品安全基本法も本日が最後の質疑ということでございまして、採決されるわけでございまして。いろんな議論をされておりますので、私は今日は総括的な立場から何点か確認をさせていただきますと思うわけでございます。

もとより、この法律が出てきた背景というのはBSE問題でございまして、引き続いていろんな虚偽の食品表示というのはたくさん出てきたわけでございまして、食生活というのは人間生活の基本でございますから、ここに対する信頼が揺らいできたことは大変なことだということで、実は昨年三月に予算、本予算が参議院に参りましたときにも、いわゆる予算委員会でも、総理と議論いたしました。それぞれそういうリスク管理をやっている省庁とは独立したそういう機関が必要だと、こういう議論をしたわけで、総理も当然前向きな答弁をされておりました。そういう背景でこの法律ができてきたことは御案内のとおりでございます。

それで、そういう観点から御質問したいわけでございますが、独立しているというのが一番大事なんです、そういう面です。それぞれリスク管理をやっておる省庁でございます。それは、いろんな省益があるのは、これは当然なんです、そこから独立してきちんとリスクを評価すると、こういうことが当然大事なわけで、食品安全委員会が設けられるということなんです、その独立性を担保する意味からはやっぱり組織と人事という、これは非常に大事なわけで、そういう意味で、そういう独立性という観点からこの食品安全委員会の

設置をどのようにお考えになっているか、まずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(谷垣一君)　BSE以来のいろんな反省の中から、独立して特にこの食品安全委員会の場合には科学的なリスク評価というものをきちっと行っているというところで、そういうことでの食の安全というものの、あるいは安心というものもつなげていきたいと、こういうことであるのは委員御承知のとおりでございます。

そのための組織としては、内閣府の下に独立して主としてその科学的なリスク評価を行う機関を作った。これは私は、組織としては大きく従来の体制から前進したものであろうというふうに思っています。組織的には独立性は担保されていると。

そうなりますと、もう一つは、正に今、委員がおっしゃいましたように、それを運用していく人ということになるわけでございまして、結局、委員の人選ということに最後は掛かってくるわけであります。

今、内閣府で人格識見優れた方のリストアップを行っていただいておりますが、この法案ができましたら、担当大臣中心にきちっとした人選を行って、そして国会で御承認をいただいた上、内閣総理大臣が任命すると。やはり、この人選のよろしきを得るということが大事だろうと思っております。

この二つをきちっとやって、新しい組織がこれで作れると、そして人選をきちっとして適格な方にその任に当たっていただく、この二つで委員のおっしゃった独立性、そういうものを確保してまいりたいと、こう思っております。

○白浜一良君　成立後はしっかりお願いしたいと思えます。

それから、そういう消費者の信頼という面からいいますと、この委員会が設けられて、また専門調査会ですかもその下に設けられると。いろんな議論がされていくわけですが、やっぱりその消費者の信頼性という意味からいいますと、基本的に

いろんな委員会の議論というのは公開すべきだと。公開すべきだと、こういう趣旨の議論も何回もされていきますが、今日は再確認の意味で、委員会の議論も専門調査会でのいろんな議論も基本的には全部公開して、それが消費者の信頼を得るベースになるわけでございまして、公開が原則だということをもう一度御発言いただきたいと思えます。

○国務大臣(谷垣一君)　今の質問に答弁させていただきます。前に、ちょっと私、先ほど申し上げたことを訂正させていただきます。

委員の人選は今、内閣府でリストアップをしているというふうに申し上げたようでありますが、内閣官房でリストアップしているというのが正確でございますので、訂正させていただきます。

そこで、今の、信頼を確保するためには公開ではないかということですが、食品安全委員会では、基本法二十三条三項の規定に基づいて食品健康影響評価の結果や勧告の内容を公表すると。それだけではありませんで、審議会等の運営に関する指針というものがありますが、それについて議論内容の公開を進めることにしております。随時、リスク評価などの活動状況について情報公開を実施していくことにしております。

具体的には、先ほど申しました指針で、個人に関する情報、当事者又は第三者の権利と利益あるいは公共の利益を害するおそれがある事項が審議される場合は除きまして、要するに原則は公開であると、こういう方向で今作業を進めております。

○白浜一良君　それから、委員会といっても、食品安全委員会といってもスタッフは限定されているわけですが、この情報収集というのは非常に大事なことです。各省庁からいろいろ上がってくる情報もあるでしょうけれども、それだけではやっぱりいけないわけでございまして、特に海外での研究とかいろんな知見を含めますと一杯あるわけで、それをどのように収集されるのか、この

点をちょっと、情報収集という観点でお伺いしておきたいと思えます。

○国務大臣(谷垣一君)　食品安全委員会の事務局に情報の収集、分析を担当する課を置くということで今検討しておりますが、その課でやっているだけ、やってもらうことは、第一には、国の内外の学術雑誌あるいは学会誌といったところから最新の科学的知見に基づいた危害情報というものを集めてくる。あるいは、リスク管理機関、マスコミ、インターネットなどから国内の危害発生情報を敏速に入手する。それから、国際機関あるいは諸外国の関係行政機関等から海外における危害発生情報やそれから食品リスクに関する科学的見解などを入手して、これをきちっと分析、整理させて、いざというときに充てると、こういうことであろうと思えます。

それから、海外の文献とか情報ということになりますと、適宜適切に翻訳等も行わなければなりませんので、そういう、これは、翻訳するにしても、ただ外国語ができるというだけではできませんので、専門的な能力のある方をやはり技術参事なりなんなりで来ていただかないとできませんので、そういう方を事務局に配置することとも考えておまして、そういう中から緊急度、重要度の高いものをきちっと見抜いていく目を養って対処していきたいと、こういうふうに考えております。

○白浜一良君　もう一つ、その情報収集という点でいいますと、いわゆるいろいろリスク管理やっている省庁、省庁から上がってくる情報ってありますね。その精度を高めることであります。それを丸のみするわけにもいきませんし、そういう情報をどう集め、どう客観的に判断するかというその辺は、何か手当てというか、お考えされておりますか。

○国務大臣(谷垣一君)　先ほど申しましたように、食品安全委員会だけで集めるというのはせっかくの情報リソースを有効に使わないことになりまますから、リスク管理機関、厚生労働省それから

農林水産省あるいは都道府県、自治体、そういうところとの連携を密にして、先ほども申し上げましたけれども、そういうところの危害情報や危害の発生というものが敏速に入ってくるようにしなければならぬというふうに思います。

それから、先ほど松井委員の御質問の中にもモニターの活用ということがございましたけれども、消費者からの情報入手ということも併せてうまく組織化をしていかなければならないだろうと思います。要は、関係機関との、そこに縄張を持つということではなくて、相互に連携して重要な情報を共有していくという体制を、今後、委員会ができましたら、関係機関と十分その辺りの打合せをして総合的な連携の体制というものを確立してまいりたいと思っております。

○白浜一良君 一つ具体的なことをお伺いしたいんですが、これは委員会ができてからの話になるんですが、今話題になっていきます、ちょっと具体的な話で恐縮でございますが、クロール牛が誕生しておりますね。これは、厚生労働省も農林水産省もいろいろ、実際食品に資するかどうかという、安全かどうかという、それはいろいろリスク管理されている立場で研究をされているわけですが、この問題は大変大きいですね。

当然、食品安全委員会が設置されますと当然一つの大きなテーマだと。このクロール牛、肉にしても牛乳にしても、それが食品に資するかどうかということ、これは大問題でございます。こういうこともひとつ委員会ができたテーマとして検討されると、こういうことは言えますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 体細胞クロール牛は現在、農水省の指導で流通が自粛されていると。そして、昨年の研究報告で、食品としての安全性が損なわれるということは考え難いけれども、新しい技術であることを踏まえて慎重な配慮が必要と、今そういうことになっているわけですね。

そこで、食品安全委員会ができましたときに、もちろん厚生労働省なり農林水産省からお求めがあれば当然やりますし、また、これは委員会がで

きてからですが、委員会ではいろいろな情報を集めてやらなきゃならぬということになれば当然やるということになると思います。

と申しますよりも、結局、いろんなリスク評価に対する御関心、要望、それから新しいものが出たとき出てくるわけですから、実はやらなきゃならないものは山ほどあるんじゃないかというふうに思っております。それをどういうふうに計画を立てて推進していくかということが、計画を立てて推進していくか、それが一番、多分差し当たってこの機関ができませんと大事なことじゃないかと思っております。これは専門調査会で十分そこを議論して良い計画を作っていたかなきゃならぬと、こう思っております。

○白浜一良君 それから、健康への悪影響の未然防止と、こういう理念が盛り込まれているわけですが、これは大変難しいですね。客観的基準がどこにあるかというのは大変難しいので。

それで、ちょっと今日は厚生労働省から来ていただいておりますので、ちょっとお伺いします。それが、それなりの立場のある方が研究されて、ちょっとこれは問題、人体に影響あるぞと、こういう例えば研究論文を発表された、そういう事実があったときに、そのいわゆる流通している食品をどうするかということにもなるんですが、この辺はどのように対応されるか、検討されておりますか。

○大臣政務官(渡辺眞能君) 委員御指摘のような、学会におきまして新しい事実だとかあるいは研究が発表された場合のリスク管理機関である厚生労働省としての対応でございますが、まずそういう管理措置の是非を研究、検討する場合は、委員も御指摘のように、あるいは谷垣大臣からも再三答弁ありましたように、まず基本的には、食品安全基本法の規定に基づきまして食品安全委員会に食品健康影響評価をまず求めることにいたします。

ただ、こういう研究に基づくリスク管理が、急がなきゃいけないと、安全委員会が研究をしてい

る、評価をしているというところがないというふうに関断される際は、食品安全委員会の評価を受ける前に私どものリスク管理措置を講ずることになる。例えば、暫定の基準を設けること、あるいはもう明らかにこれは危ないということになりますと、取りあえずの販売禁止をやるとか、そういうことをやることになるわけでございます。

いずれにいたしましても、こういう分野は日進月歩でございますので、新しい知見や事実の発見に対応して追いつかないように努めてまいりたいというふうに考えております。

○白浜一良君 今おっしゃったことは大変大事で、やっぱり的確で、かつ迅速でなければならぬ問題が多々あるわけでございますから、しっかりとやっていただきたいと思います。

それに関連して、今日は農林水産省にも来ていただいておりますので、もしストップすると、いろんな重要な研究が発表されてしまったら、その食品が、ストップさせるといった場合、そのいわゆる業者、扱っている業者が大変不利益を被るわけですね。それで、それはしょうがないんじゃないかと。言ってしまうとそうなんですが、農林水産省という立場で、そういう生産者とか事業者をやばり十分手当てする、この裏打ちする措置も十分考えておかないとこれはいけないわけでございます。この辺はきちっとしたお考えがござい

ますか。

○副大臣(太田豊秋君) 委員が御指摘のように、そういった研究的なことでも中小企業者等々に影響を及ぼすようなことがあります場合、基本的には、食品安全基本法の制定を受けて、食品事業者においても食品安全性の確保に取組を強化することが求められておりまして、これは事業者自らが安全な食品の供給という社会的要請にはこたえていかなければならないというこれは基本的なものであらうと思っております。

他方、人の健康への悪影響の未然防止の観点から緊急的な対応が必要となるような場合においては、その経済的影響が、特に中小企業者にとって

相当なものとなり得ることが確認された場合に、これらの中小企業者に対しては、経営上の支援については国としてもこれまで政府系金融機関による融資などに鋭意取り組んできたところでございまして、これは委員御承知のように、セーフティーネットで貸付けの問題とか、あるいはまたセーフティーネットで保証の問題、こういったことと一応は措置として政府としても取り組んでおりますし、今後とも十分にこれを大いに用いてまいりたいと、このように考えております。

○白浜一良君 そういうことも大変大事なので、しっかりとやっていただきたいと思います。

最後に、谷垣大臣、いよいよ本法律も本日、委員会では可決される見通しだと思いますが、三月には懸案でございました食品表示も統一化されました。国民のそういう信頼にこたえるために大変この食品安全基本法並びにその安全委員会の役割は大変大きいと思うわけでございますが、これに関する大臣の決意を伺って、質問を終わりたいと思

います。

○国務大臣(谷垣禎一君) この法案、この委員会でもずっと御審議をいただきました。私は、食の安全、安心ということを確認していくために、システムとして大きく、この法案を通していただければ、進歩していくといえますか、発展があるというふうに固く信じております。

あとは、このシステムにどうやってこれから、いわゆる仏作って魂を入れずということになつてはいけません。でございますから、どうやって命を吹き込んでいくかということでござい

ますので、一生懸命工夫して、新しくこうして御審議をいただいた仕組みをフルに活動させていくように努めたいと、こう思っております。

○委員長(小川敏夫君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

正午休憩

午後一時開会

○委員長(小川敏夫君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、筆坂秀世君が委員を辞任され、その補欠として池田幹幸君が選任されました。

○委員長(小川敏夫君) 休憩前に引き続き、食品安全基本法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉川春子君 共産党の吉川春子です。

初めに、食品安全基本法の第三条には、食品の安全の確保は国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に行わなければならないという、第六条では、第三条に定めたる食品安全の基本理念のとり実施策を策定し実施する責務を規定しています。

今回の法律で、リスク分析の手法が導入され、リスク評価機関として安全委員会が、食品安全委員会が設置されます。

また、過日の当委員会の藤原参考人も、国民のできればゼロリスクでありたいという思い、これは自然の願いであろうと思う、これは大事にしたいといけない、ゼロリスクはないということは冷たい科学的な一つの考え方であるが、安心、安全という意味ではゼロリスクを求めるのが消費者、国民の心情である、この心情を理解した具体的な措置を行政側が提供する作業こそ重要ではないかと述べています。

当委員会の審議の中で大臣は、食の安全についてゼロリスクはあり得ないということを前提にしているという答弁を繰り返してきています。やっぱりこれ、この考えというのは法案や参考人の意見と矛盾しているのではないかと思います、まず伺います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私は矛盾しているとは思わないんです。

これも何度か申し上げておりますけれども、私は、そばは大好きで、そばは非常に健康的な食品

だと思っておりますけれども、そのそばでも、そばアレルギーで危険な目に遭われる方がいるわけですので、やはりそういうアレルギーの原因があるということを知ってどうコントロールしていくかということが、やっぱり例えばそばの場合でもそういうことがあるんだと思うんですね。

したがって、そういうことを突き詰めていきますと、リスクが全くないということはやはりないんであって、それは何も冷たいからそう言っているわけじゃないんで、要するに、そういうことを前提として、どういふふうなそれをコントロールしていくかということが安全ということの意味であろうと思います。

ただ、委員がおっしゃいましたこととある意味では考え方が同じですが、安全という言葉のごく普通の理解は、要するに安全というのは、これはもうこれ食べて大丈夫だと、こういうふうなことでしょから、それは言わばゼロリスクというふうな考え方とある意味では近いのかもかもしれません。ですから、科学的に見た場合の安全とは何かあるところには私には問題があるのじゃないかなと、こういうふうな考えております。

そこで、その溝を埋めるためにどうやってそのリスクをコントロールしていくかということが必要なんだから、その溝をうずめるために、いろいろと情報を公開したり意見を交換してその溝をうずめていこうというのが今回の考え方の基礎にあるというふうに私は思っております。

○吉川春子君 前回も私、申し上げましたが、やっぱり添加物があるべく少ない方がいい、農業は入っていない方がいい、これが国民の感情であるし、そういうやっぱり安全性というものはなるべく高めて、ゼロリスクという言葉とイコールになるかどうかは別として、やっぱり極力安全な食料を政府としては国民に提供する、そういう努力はしていかなければいけないんじゃないでしょうか。その点はいかがですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) それは委員のおっしゃるとおりでございます。やはり少しでも、これ、国もそうですが、食品を供給する事業に携わっておられる方も、少しでも安全な食品を供給するようにならなければならぬ必要があると思います。

○吉川春子君 それで、私は今日は、食の安全教育と学校給食の残留農薬の問題について取り上げたいと思います。

厚生労働省、お見えたかと思いますが、健康のために安全な学校給食パンを子供たちに与えたいという、こういうお母さん、市民団体の運動が各地で進んでいます。農民運動全国連合会の分析センターが首都圏や関西の給食パンを分析いたしましたところ、殺虫剤のマラチオン、マラソン、クロルピリホスメチル、フェニトロチオン、スミチオン等、農薬が検出されました。厚生労働省も食糧庁も輸入小麦の残留農薬検査を行っておりますけれども、その結果を、簡単にいいです、素人にも分かるように端的におっしゃっていただきたいと思っています。

○大臣政務官(渡辺眞能君) 小麦における残留農薬の検出状況であります、地方公共団体と検疫所において調べました数字を申し上げます。

平成十一年度までしか地方公共団体の調査が進んでいないので、これ、一番新しいんですが、申し上げますと、千五百六件の検査を行いました、そのうち、マラチオンが二十九件、クロルピリホスメチルが四件、それからピリミホスメチルが二件、フェニトロチオンが一件検出されております。

なお、もっと新しい、検疫所につきましては新しい数字がありますが、これは平成十三年度でありますけれども、同じ輸入小麦につきましては、マラチオンが二十五件、クロルピリホスメチルが十八件検出されております。

いずれも、これらの検出されました量は国内の基準や国際基準を大幅に下回っております、健康確保に支障があるとは思えなかったというふうな考えております。

○吉川春子君 食糧庁も分析されておりますか。

○政府参考人(中川坦君) お答え申し上げます。食糧庁におきましても、安全な食料を国民に供給するという観点から、国産それから輸入した麦、それぞれ調査をいたしております。

国産につきましては、全国各地の出荷、産地で出荷をする際にモニタリング調査を行っております。その結果につきましては、これまで残留基準を下回っていると、すべてそういうものを下回っているという状況でございます。

また、国家貿易として食糧庁が外国から輸入をしております小麦につきましては残留農薬検査を行っておりますが、安全性を確認されたものだけを輸入するという観点からこういう検査を行っているわけでありまして、その結果につきましては、すべて、食品衛生法に基づきます基準、あるいは食糧庁として追加的に若干の品目の検査も行っておりますけれども、いずれもその基準を下回る水準にございます。

○吉川春子君 私が質問したのは、残留農薬が含まれていくということなんです。その点はどうか、基準はちょっと後でまた聞きますが。

○政府参考人(中川坦君) 含まれている含まれていないということとは、その検出された数値といふものはございます。サンプル数からいまして二百四十点ぐらいの検査をいたしておりますけれども、その中にはかなりの数の検出数がございます。ただ、先ほど申し上げましたように、いずれも基準値を大幅に下回る数字であることは申し上げたいというふうに思います。

○吉川春子君 食糧庁と厚生労働省が検査したところ、輸入小麦にはいずれも、サンプルは少ないんですけれども、サンプルというのは、検査した数は少ないんだけれどもいずれも検出されているということですか。

それで、厚生労働省にお伺いしますが、マラチオン、クロルピリホスメチル、フェニトロチオン、これはどういう、この殺虫剤はどういう毒性がありますか。これも簡単にお願います。

○大臣政務官 渡辺具能君 マラチオン、フェニトロチオンあるいはクロルピリホスメチルは、いずれもいわゆる有機燐系の農薬でありまして、殺虫剤として使われておりますが、その毒性は、農薬ごとに作用をなす量は異なるところでありますが、最も低い用量で見られる毒性は神経系への作用、つまり神経毒性でございます。

なお、これらの農薬は、神経系に作用することによって、したがって害虫にも効くと、こういう効能でございます。

○吉川春子君 有機燐系農薬の障害というのは、図書館からいただきました辞典によりまして、倦怠感、頭痛、目まい、吐き気、多汗、腹痛、下痢、けいれん、肺水腫、失禁、催奇形性、こういうものが共通してあるということで、有名な「沈黙の春」という、レイチェル・カーソンというアメリカの女性科学者のベストセラーがありましてけれども、ここでも極めて毒性が高いということとで取り上げられているものです。その基準はともかくとして、そういう毒性のあるというものですね。

それで、農産品分析センターで学校給食パンの分析をしているんですけども、例えば埼玉県川口では、これはマラチオン、フェニトロチオンが〇・〇一ppm検出されていると。これ、輸入小麦で作ったパンです。そして、そのほかの、これから御紹介します埼玉のパンは、いずれも今三種の農薬、残留農薬はゼロだったと。そして、千葉とかあるいは関西方面、あるいは茨城、京都などの学校給食のパンを検査しましたところ、いずれも、数値はちょっと省略しますけれども、検出されているわけです。それで、学校給食のパンからやっぱこの有機燐系農薬、残留農薬が検出されていると、しかも複数検出されているということは、私は大変問題であると思えます。

それで、これは家庭栄養研究会が出されている「21世紀を生きる子どもの体と心の健康」によりますと、一九八〇年に視力不良が一時的に増加し

た原因は、多分殺虫剤、有機燐系じゃないか、これはゴキブリなどの害虫取り、あるいはマラチオンなど食べ物に入っていた、七九年に大量に消費したということが原因ではないかというふうに書かれておりますけれども。

大臣、いずれにしても、学校給食のパンにこれらの有機燐系の残留農薬が含まれていて検出されたということは、私は大変問題ではないかと思いますが、大臣としてはどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 農薬の残留基準は、先ほどから御議論もあつたところですが、食品衛生法に基づいて科学的基準から基準を、科学的見地から基準を設定するという原則として、科学的見地から基準を設定するということとを原則としているわけですが、今、国内外で使われる認められている約七百農薬がありますが、そのうち残留基準が定められているのは二百二十九ですね。

それで、政府としては、国民の健康の保護を第一に考えて、いわゆるポジティブリスト制と、基準が未設定のものは原則禁止とするという、今度こういう制度にすべくこの国会で食品衛生法の改正を御提案しているところでありましてけれども、私は、そういう形できちっと決めていただいておりますので、もちろん、食品安全委員会の発足後、新たな科学的知見が得られれば随時それはやっつけていく必要がございますけれども、そういうことで、その基準に従ってやっつけていただくということをお願いをしたいと思います。

○吉川春子君 そのクロルピリホスメチル、クロルピリホスメチルですね、これについては現在、安全基準が定められておりませんで、野放し状態になっているんじゃないですか。これはどうされるんですか、厚生省。

○大臣政務官 渡辺具能君 クロルピリホスメチルにつきましては、基準についての考え方でございますが、一昨年二月にも審議会の下部組織であります調査会において審議したところでございまして、遺伝毒性の有無等に関する追加情報が必要であるとの結論に至ったわけでございまして、御指

摘のとおり、まだADIの設定に至っておりません。

厚生労働省といたしましては、必要な追加情報があるのを待ちまして、調査会において再検討をする予定にいたしております。仮に追加情報を得られなかった場合におきましても、今回の食品衛生法の改正によりましてポジティブリスト制になるわけでございまして、クロルピリホスメチルにつきましても国際基準を参考にいたしまして暫定的な基準を設定して規制することを予定いたしております。

○吉川春子君 まだ基準も定められていないものがたくさんあるということは非常にゆゆしいことです。そして、先ほど、基準値の中から安全だと短い答弁の中で数回繰り返しましたけれども、これは、そういうふうな言い切れるかどうかというのは難しいんですね。

例えば、私が自分の子供が赤ちゃんとか小さいときに育てていたときは、例えばアレルギー症状とかそういうものは、もうごく普通、少なかつたんですね。ところが、今の赤ちゃんたちというのは物すごい、ぜんそくなどもけが違うぐらいい増えているんですね、今のお子さんたち。その原因は農薬なのか水の汚染なのか空気の汚染なのか、それは分からないけれども、しかし、昔と違って今は、もう農薬をどんどんどんどん口から取り込んで、それが残留していつている、それでその複合の害もあると。そういうこともあって、やっぱ私は、今は、基準が定められていないなんというのとは論外なんですけれども、大臣ね、やっぱ残留基準を、今これでいいということであつてもリスク評価をきちっとして見直す、こういう作業を全般的にやっつけていかないと、二十一世紀の国民、まして子供たちの健康というのは非常に心配だと思ふんですね。

今、文部省から年次的に発表される数値を見ても決して子供たちの健康状態というのは良くないわけですから、それはいろんな原因があるにしても、やっぱ食の安全ということを考えたときに、食品添加物、残留農薬などの基準をやっぱ研究しながら繰り返し繰り返し見直していくと、そういう作業を是非、こういう法律が制定されたのを契機に積極的にやっつけていただきたいと思います、どうでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) すべての残留基準を一律に見直す必要は今直ちにあるとは考えておりませんけれども、これはもう、新しい科学的知見が得られた場合、必要が感じられたら随時やっつけていく必要はあるわけです。

これは度々この委員会でも御答弁申し上げておりますが、まだ、先ほど挙げました例でも基準が定まっていけないものは随分ございまして、それだけではなく、残留農薬だけでなく、いろんなところでこういうものももっと調べたらどうだという御提案はあるわけですので、この委員会が発足しました後の大きな作業は、どういう順序で計画的にそういうものをやっていくかという検討がまず差し当たって大事な課題になると思ひますので、委員会が発足しましたら、そこできちっと議論をさせていただきたいと思っております。

○吉川春子君 そういう政府の取組が一番重要なんですけれども、国民の間でもいろんな取組が進んでおります。それで、私は今日は、埼玉県の無農薬の給食パンの取組について御紹介し、それを前進させるための質問をしたいと思ふんですけれども。

実は、政府は従来、国内産の小麦でパンなどできないと、こういう姿勢をずっと取ってきまして。しかし、私、ここに二つパン持っていますけれども、これは埼玉産の小麦、それから、埼玉産の小麦とそれからお米で作ったパンなんです。ね。これがもう立派にできていると。それで、しかも埼玉県では三四%の小中学校の児童生徒に学校給食として日常的に提供をしているわけなんです。

皆様のお手元にこの資料をお配りいたしました。これは、埼玉県の公立小中学校で毎年七十五万枚、子供たちに、一人一人に配っているチラシ

です。五年間、これは配られています。そこに、埼玉農産物がたくさん学校給食に使われているよという方を見ていただきますと、「さきたまロー」ル、「さきたまセサミバーンズ」というのがあります。先ほど大臣にちょっとお昼に差し上げましたのがこの二つなんです。さきたまローというの、一番最初に作り出した埼玉県産小麦一〇〇％のパンです。それから、「さきたまセサミバーンズ」というのが、半分はお米の粉、半分は小麦粉で、いずれも埼玉県産なんです。強制はいたしませんけれども、大臣、ちょっと召し上がっていただいた御感想など、言っていたらうれしそうですね。

○国務大臣(谷垣禎一君) 先ほど吉川委員から、今おっしゃった埼玉県の地場の米と小麦粉で作られたパンを二ついただきました。私も今日の昼食にいただきます。おいしくいただきました。御礼を申し上げます。

なかなかこういう地場のもの、自分たちの地域の子どもたちに自分たちのところで取れたもので給食を出そうという、なかなかユニークな試みだなと敬意を表する次第であります。

○吉川春子君 大臣からおいしいと言っていたので、本当にありがとうございます。

このパンは、おいしいということにも物すごい価値があるんですけど、先ほど来話にしてあります農産物の検出がゼロなんです。三種類ともゼロです。それから、百何十種類の検出の検査をやったりやってみましたが、何も検出されない、農薬ですね、残留農薬。そういう価値あるパンなんです。それで、子供たちにも大変評判が良く、埼玉県とかあるいはパン工場にも、大変おいしいパンだという給手紙などが児童生徒からどんどん寄せられているということなんです。

それで、埼玉県の知事は元参議院議員の土屋先生なんですけれども、県が全力でこういう動きを応援いたしまして県ぐるみで取り組んでいるのが実情です。そして、こういう動きが今後幾つかの県に波及をいたしまして、例えば千葉とか幾つかの

県に波及をいたしまして、やっぱり地場の小麦粉を使ったパンを子供たちに食べさせようと、大体今三割ぐらいなんです、一つの県でも三割ぐらいやっているところが一番多いんですけれども、そういう取組が進んでおります。

それで、農水省、文部省にちょっと伺いたいんですけれども、是非こういう学校給食のパンが地場、まあ地場でなくても、北海道でもたくさん小麦粉取れますし、こういうものを使って子供たちに学校給食のパンが提供できるような施策をお願いしたいと思うんです。

それで、北海道の小麦粉は非常にグルテンが強くパンには適しているらしいんですね。だから、アメリカやカナダから運んでくるよりは北海道の小麦粉を大阪とか東京とかで使っていた方が、よっぽど近いし、さっきのポストハーベットの残留農薬を掛ける必要が全くないわけですから、国内で消費するわけですから、そういう取組を是非二つの省におかれましては応援していただきたいと思いますが、それはいかがでしょうか。

○政府参考人(田中壮一郎君) 学校給食用のパンにつきましては、約半数の県におきまして、地場産物の活用や、より安全な食品を使用するといった観点から、国産小麦一〇〇％のパンやあるいは外国産小麦とのブレンドのパンを使用しているというふうに承知しておるところでございます。このように、各県におかれまして、地域の実情によりまして、より安全な給食の実現を目指した様々な取組をすることは大切なことであろうというふうに考えておるところでございます。

文部科学省におきましても、学校給食で使用する食品の一層の安全性を確保するために、食品の安全性に関する迅速かつ正確な情報提供や、あるいは食品の選定、検収、検査体制の在り方等につきまして、総合的に本年度から調査も行いたいと考えておるところでございます。今後とも、学校給食がより安全で児童生徒が安心して食べられるよう、各教育委員会や給食関係者を指導してまいりたいと考えております。

○政府参考人(中川坦君) お答え申し上げます。地産地消を進めていく、国産麦の需要を拡大していくという点は、大変先生おっしゃったとおり大事な点だというふうに思っております。私も食糧庁といたしまして、消費者ニーズに対応した国産麦を利用した製品の開発を進めていくという観点から実は一つの事業を行っております。国内産需要開発推進事業という事業でございます。具体的には、国内産麦の加工利用技術の研究開発を支援をしていく。また、こういった形で開発担当の方ですとかあるいは各種の研究機関の方にお集まりをいただいて、その情報を共有していただく、こういう取組を行っているところでございます。

現に幾つか製品化された、国産の麦を使って製品化までこぎ着けた例もございますので、こういった点、これからの支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○吉川春子君 文部省にまず伺いますけれども、今、学校給食の小麦粉はどういうふうに入っているかといいますと、これは学校給食会を通じて各学校に、学校にというかパン工場にこの小麦が運ばれて、そしてそのパン工場で焼かれたものを子供たちに配るという形になっていると思うんです。

問題なのは、学校給食会が、各都道府県の学校給食会がほとんど輸入小麦を扱って、それを卸しているんですね。埼玉とか千葉とか、やっぱり母親や消費者の運動で、国内産を扱ってもらわなきゃ困ると、こういうことを強く要求すると地場の小麦も扱うという形なんです。黙っているのと、もう全部、港から輸入されたものを直、学校給食の方にいくという形なので、是非、文部省は、学校給食会でも国産小麦、地場の小麦、こういうものを扱えるように積極的に指導していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○政府参考人(田中壮一郎君) 御指摘のように、従来は日本体育・学校健康センターにおきまして、日本体育・学校健康センターが小麦粉を輸入いたしまして、それを各都道府県の学校給食会に配っていたという状況があったわけでございますけれども、この件に関しましては、平成十三年度末で日本体育・学校健康センターはこの小麦粉の取扱いを中止しておるところでございます。現在はその市町村なり学校給食の主体において主体的に今、決めていただくようなシステムになっておるわけでございますので、その趣旨につきまして、特に文部科学省といたしまして、地産地消等を積極的に進めるように御指導申し上げておるところでございますので、その方針を進めさせていただきますと思っております。

○吉川春子君 確認しますけれども、各地域に学校給食会があるわけですね、各都道府県に。その学校給食会が輸入小麦だけではなくて地場の小麦もあつせんように、そういうふうな文部省としても指導というか、協力を要請するというか、そういう立場でやっていくという答弁と理解していいんです。

○政府参考人(田中壮一郎君) 文部科学省の方から各学校給食会に対して、地場産品あるいは地場の小麦粉を必ずあつせんというところまでは言えない、なかなか言いづらい面もございますけれども、各学校給食会を実施する主体におきましてどういう材料を使って給食を作るかは、それぞれの市町村なり、県立学校でございますと都道府県の教育委員会がお決めることでございますので、その際に私どももいたしましては、学校給食において地場産品を使って、あるいは郷土食を取り入れた、取り入れるような様々な工夫をしてほしいというお願いをしておるところでございますので、小麦粉につきましてもその一環として指導をしていきたいと考えております。

○吉川春子君 農水省にお伺いいたしますが、地産地消ということいろいろ取組もされていると思いますが、北海道以外は小麦が転作で作られて

いるんですが、転作奨励金が徐々に減額されて、近いうちにゼロになるかもしれない、こういう不安を生産者は強く持っております。

埼玉で二十五ヘクタールの小麦を作っている農家も、もうこれ以上転作奨励金が削られたら小麦は作れない。つまり、輸入の小麦の方が危険性は高いかもしれないけれども値段は安いわけですね。そうすると、市場競争ということの原理だけだと到底太刀打ちできない。それで、もうこれが、今のところもうぎりぎりの限度で、これから小麦を作れないかもしれない、こういう話を私は聞きました。

輸入小麦に対抗できる価格を維持するためには、やっぱりこれは国が奨励しなくてはならないと思いますし、ましてや子供たちの健康、子供たちの健康というのは私たちの未来が懸かっているわけで、そういう子供たちに安全な学校給食パンを供給するためにはやっぱり小麦を、更に生産量を増やしていくことが必要ですね。

今どうして三四％ぐらいしかできないかというと、小麦の自給率が少ないからなんです。これをもう少し増やしていくためにはやっぱりそういう奨励が必要だと。もうそういう奨励をやめて自由競争でどうぞと、国際競争基準でどうぞと、こうなると、今よりももっと小麦の生産数は減ってしまうかもしれないですね。

だから、安全なパンを食べさせるという観点から、この点については是非積極的な取組をしていただきたいと思いますが、農水省、いかがでしょう。

○副大臣(太田豊秋君) 今、先生御指摘のいわゆる小麦の生産に対する転作奨励金の問題なんです。これは、新たな米政策の中でも減らすとかそういうことはまだ申し上げておりません。要するに、十六年度の予算の中でこれに対応していきたいと、このような考え方で今進めさせていただいております。

それから、今、先生からお話がありましたように、正に食の安全、安心、そして子供たちの成長

過程における残留農薬の心配、いろんなことを含めて見ましても、地産地消というものがいかに大事であるのか、と同時に、食育という観点からい

いまして、地場の生産物を子供たちが感謝の心を持って食育の中でこれを醸成していく、非常に私は大事なことでというふうに考えております。

そのために、いかにしたら国内の中でこれらの小麦がパンに向くようなもの、あるいはうどんに向くような、そういった品種改良ができるのかということ、平成十一年から品種改良を一生懸命に今努力をして、私どもの方でまいりまして、十三品目について実は小麦の品種改良をする

ことができたわけでありまして。先ほど来から埼玉の話がありますが、埼玉ではアヤヒカリという新たな品種も改良させていただいております。

今ほど先生から試食をしてみろというふうなことでいただきましたパン、非常に、私は食味として、非常に舌触りもいいし、いいことだな、いいパンだなというふうな思いもしていただきましたが、それよりも何よりも、やはりこうして学校給食の中で子供たちに、自分たちの中で作られている、そういったことを消費、食べさせて、そして食に対する物の考え方というものをしっかりと植え付けていくということが私は大変に重要なことでなろうかなと、こんなふうに思っております。

また、日本は御承知のように南北に二千八百キロもあるわけでありまして、それぞれの地域においてそれぞれに見合ったやはりこれからのなお一層品種改良をしていきたいと思います。特に麦の場合には、高温多湿な日本においてのこれを作っていくとすると非常に技術的にも難しい面

がございますので、こういうところも含めて個々に適地適作のできるようなそういったものを作ってまいりたいと、このように考えております。

○吉川春子君 厚労省の政務官、どうぞ、結構でございます。

今、日本の食糧がやっぱり自給率が徐々に徐々に低くなりまして外国から輸入していると。リス

クの多いものも食べざるを得ないという状況にありますけれども、私は今日は学校給食パンということで取り上げてまいりましたけれども、これはやはり食糧の自給率を高めるということにもつながっていくし、今おっしゃっていただきました本場に子供たちに地場のものを食べさせる、アイデンティティーという言葉は余り好きじゃないんですけれども、要するに、日本人として日本の豊かな食を子供のときから食べさせていくということでも心も健康に育てていくということが非常に重要だということを思います。

それで、これはちょっとお料理の本なんですけれども、ここに長寿の各地のどういう食生活をしているかということが特集で書かれておりまして、私はお料理の本も好きなもので年じゅう買っていて読んでいますけれども、非常にやっぱりそこで取れたもの、取れたものをその人たちが食べるというのが一番健康のためにもいいわけです。今はそうはいかなくて、世界の隅々から輸入をせざるを得ないという側面もあるんだけれども、しかし、こういうものを大事にしていくということが健康のためにも、それから日本の産業の発展にもすごくつながるというふうに思うわけです。

それで、もう時間もなくなりましたけれども、大臣、この食品安全基本法というものは、BSEの教訓からこういう形で食品安全委員会を設置するというところで作られたんですけれども、やっぱり本場に安心、安全なものを国民に供給するためのリスク評価、そしてリスク管理、こういうことをひとつやっていただきたいということと、やっぱりそれは国民は安全な食物、食料を食べる権利があるんじゃないか。権利という言葉、お嫌いのようでもここに書き込まれていないんですけれども、やっぱりそういう安全なものを食べる、日本の、日本で生産されたものを食べる、そういう権利が国民にはあるのではないかと思うんですけれども、その辺も含めて、この法案をスタートさせ

るに当たってやっぱり大臣の積極的な見解を伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 先ほど申し上げたことであるんですが、この法案ができて、BSE以来のいろいろな問題の反省に立ちまして、食の安全を行政としてどう推し進めていくかという体制としては私は従来に比べて一歩も二歩も前に出たものが作っていただけたと、こう思っております。

それから、今、消費者の権利、国民の権利ということをおっしゃいまして、必ずしもこの法案では権利という言葉で書き込んでいくわけではなく、安全な食品が供給できる体制を作るといって実質を確保することが一番大事ではないかというふうに私も思っております。それで、この体制をきちっと利用して、先ほどから仏作って魂入れずはいかぬと、こういう表現で申し上げておりますけれども、きちっと魂が入るように我々も頑張っていきたいと思っております。

○吉川春子君 終わります。

○島袋宗康君 国会改革連絡会の島袋宗康でございます。

最初に、谷垣大臣にお伺いいたします。まず、リスクコミュニケーションの対象機関の明確化についてお伺いいたします。

法案第十三条でいわゆるリスクコミュニケーションについて定めております。リスクコミュニケーションについては食品の安全を確保する上では非常に大切ですが、情報は適切な機関に適時に伝えられないと、せっかくの情報提供が無駄になったり、あるいは情報を受ける機関が不要な情報の集中でパンクしてしまうおそれもあります。

こうしたことを考えますと、新しくできる食品安全委員会に国民が何でもかんでも情報を寄せるようになってしまうと、例えばちょっとした地元食中毒の情報であるとか、そういったリスク評価とは余り関係のない情報までたくさん寄せられるようになってしまうと食品安全委員会の情報収

集機能が麻痺してしまう懸念があります。

リスクコミュニケーションを行うに当たっては、どのような種類の情報はどのような機関に寄せるのがふさわしいといったことをまず周知する必要があります。そのためには、国のリスク管理機関あるいは保健所等の地方自治体の食品リスクの関係機関のリスクコミュニケーションにおける位置付けを明確にしてそれぞれの窓口を国民に知らせておくという作業も必要になると考えます。

国民とリスクコミュニケーションを行う行政側の対象機関の明確化や周知について今後どのようなことが予定されているのか、お伺いいたします。

○国務大臣(谷垣禎一君) いろいろな情報の収集につきまして国会、今までの国会の審議を振り返りますと、どちらかというと、食品安全委員会が一元的にこの情報を収集できる体制を作れという御意見が強かったように思いますけれども、それもちろんだ大事なことだと思いますが、今の鳥袋委員の御指摘は実は大変重要なことをおっしゃっていると思います。いろいろな現場の情報というのは、むしろそれぞれの地域の保健所辺りに入ってくるということが多いわけです、そういうものの、食品安全委員会としては、そういういろんな情報の中で重要なものを、緊急なもの、きちっと入ってくるようにしていくということが実は一番大事なんじゃないかなと、こんなふうを考えておまして、政府全体としての情報の伝達、収集の在り方、それからその周知、これは関係行政機関の連携といったことが大事でございします。それと、委員のおっしゃった言わば役割分担と申しますか、そういうことを含めて基本的事項において具体的に定めて、そしてまた、それも、よく見直しも常にしなきゃいかぬと思うんですが、きちっとしたものを作ってまいりたい、こう思っております。

○鳥袋宗康君 リスク機関というものを、やはり私、申し上げましたように、地方自治体とその地

方自治体の保健所、そういったふうなもの、いろいろ総合的なことのかかわりを、十分にちゃんとしたものができるようになって初めて食品安全委員会に伝わっていくというふうな仕組みを立派にやっていかねければ、先ほど言ったように、非常に食品安全委員会に集中して混乱が起きて情報収集どころじゃなくなるといふふうなことも考えられますので、それを十分また今御説明のとおりにしていただきたいというふうな思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

次に、海外研究者等の活用についてお伺いいたします。

日本でBSE問題が生じた際、我が国にはこの問題についての知見が不足し、また専門家も足りなかったため、海外の研究者の知見が国内対策に役立ったということは記憶に新しいことであります。

先日、参考人として出席していただいた山内先生も、食品安全の確保に当たっては海外の研究者や研究機関に協力いただくことが必要ではないかという御意見を陳述されておりました。

そこで、お伺いいたしますが、第二十六条に規定する調査の委託は海外の研究機関に対しても行い得るものと理解してよいのかどうか。また、第三十六条により任命される専門委員や第三十七条による食品安全委員会の事務局に置かれる予定の技術参与に外国人の研究者を起用することは可能なのかどうか。リスク評価を行う研究者の絶対数が少ないという指摘はBSE問題調査検討委員会報告書でもなされており、海外の研究者なり研究機関を活用することは当面不可欠ではないかと考えられますが、法律の仕組みはどうなっているのか、また運用でどこまで行うことができるのかをお聞かせください。

○国務大臣(谷垣禎一君) 海外の研究者、研究機関の知見を活用していくということは、私は大変重要なことだと思っております。

一つは、今までのこの委員会の御議論でもありましたように、日本のこの分野の研究者が果た

して十分なのかということもございします。

それから、どんなに日本の、日本でそういう研究を充実、発展させたとしても、思わざる新しい危害というものが必ずしも日本で発生するわけで、ばかりではありませんで、海外で思わざる新しい危害が発生をして、その知見はやはりその現場でないと分からないということも恐らくこれからあるのではないかとことを考えますと、そういった情報をきちっと集めるということとが大事だろうと思ひまして、具体的には、外国に在住する専門家の知見、知見が必要不可欠である場合には、委員を出張させるとか、専門家を日本に招聘するとか、必要な情報収集を行うことにしなければならぬと思っております。

そして、二十六条をお引きになりましたが、その調査の委託につきまして、国外ということでは、あそこ、その条文に書いてあるわけではありませんが、当然そこに、必要があれば海外の民間団体に対して委託をすることも可能でございしますし、それから、必要があればこの安全委員会に外国の、安全委員会の中に外国の方をお招きすることはどうだということでありましてけれども、一般的に申しますと、公権力の行使とか又は国家意思の形成の参画に携わる公務員となるためには日本国籍が必要だといふふうに解されているわけですから、食品安全委員会の専門委員であるとか、あるいは事務局の技術参与ということになりますと、今言ったようなことに該当いたしませんので、日本国籍を有していない方であっても任命をすることは可能であるといふふうに考えております。

ただ、日常的に事務局をサポートする技術参与とか、あるいは継続的に調査審議を行う専門委員というのは、外国に住んでおられますと継続してやっていただくことがなかなか難しいんで、一般的には、その分野になりますと余り現実的ではない、ない場合もあるのかなと、こんなふうに思っております。

○鳥袋宗康君 BSE問題で端を発してこの問題が浮上しておる関係で、やっぱり外国とのいろいろな貿易関係によってこういったものが発生するといふふうなことは十分これから考えられることではありますし、例のSARSの問題でも、やはりこれがグローバル・インフレーションといいますが、世界的な動きが出てきているといふふうな状況からすると、やはりいろいろなものが国外から入ってくるというふうなことが予想されますんで、やはり海外におけるところのそういった識者を、知見者を十分に活用するということは非常に大事なことでないかというふうな指摘しておきたいというふうに思います。

それから、太平洋・島サミットについてお伺いいたします。

フィジーなど太平洋諸国の、太平洋諸島の諸国にオーストラリア、ニュージーランドを加えた太平洋諸島フォーラム、PIF加盟の十六か国・地域の首脳が集まって第三回太平洋・島サミット、この十六日、十七日の両日、小泉首相も出席して沖縄県名護市で開催されることになっております。

今回は、安全保障、環境、教育、健康、貿易の各分野で太平洋の各国、地域の今後の取組と日本の支援を話し合い、行動計画を、共同行動計画をまとめる予定であるとのことでありました。

太平洋の島々が直面する環境問題としては、地域温暖化による海面上昇の問題があります。しかし、今回は、この地域の消費の増大など、人々の生活様式の変化に伴い十年ほど前から深刻な問題となっているごみ処理問題が重要なテーマのこととあります。

この太平洋・島サミットの開催準備状況は今どの程度に進捗しているのか、そして万全な体制が既に取られているかと思ひますけれども、その辺について御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(渡美千尋君) お答えいたします。第三回の太平洋・島サミットでございしますが、今お話しございましたように、明十六日をして十

會議におきましては、安全保障、環境、教育・人材育成、保健・衛生、貿易・投資と、そういった問題を中心に議論が行われるかと考えておりますが、今、先生からもお話ありましたように、特に島国の方からは、例えば環境問題として、海面の上昇の問題ですとか、あるいはごみの処理の問題ですとか、あるいは人材育成なんかも非常に問題がございまして、初等教育あるいは遠隔教育等々、その関心が高いと承知しております。

そして最後の、サミットの最後には、持続可能な開発のための地域の開発戦略、そしてその附属文書といたしまして、その戦略を具体的に、具体的に実施していくための行動計画を取りまとめるという準備を今しておるところでございます。この地域戦略それから行動計画、さらには日本としてどういう具体的支援を行っていくのかということにつきましては、現在調整中でございます。て、首脳会議での首脳間の議論を踏まえて最終的には策定されるということでございます。

なお、沖縄県の皆様方にはいろいろと準備段階から協力していただいておりますので、私どももサミットの成功のために最大限努力してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○島袋宗康君　沖繩でこういった種の開催ができますことは県民にとっては非常に有り難いことでありまして、沖縄県は、戦前この方、サイパンとかあるいはポナペとかフリーピンとかいろいろなところに移民をしたりして相当な交流を深めております。

私は、いつかニューカレドニアに行つてまいりましたけれども、そこで、鉱山で働いていたという沖繩出身の方も、沖繩出身の子供がいて、そういうふうな交流をしましたけれども、あの辺のバヌアツ、あるいは核実験が展開されましたあの地域、非常にすばらしいところでもありますので、そういうところと我が沖繩県が交流を深めるということは、やはり私はこれからの二十一世紀初頭に向けて、初頭でこういった交流が図れるということ

とは大麥沖繩県にとっては有り難いというふう
に思っておりますし、そして、沖繩県の伝統文化、
芸能とかあるいは空手とか、そういったものを紹
介するというようなことも書いてありますので、
是非ひとつ成功させていいただきたいというふう
に思っておりますけれども、そういった全体的な交
流をこれからも、沖繩県をどういうようなこと
で位置付けてこれからの交流も図っていくかとい
うような展望などについて、もしありましたら、何
といえますか、御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(瀧美千尋君) お答えいたします。
今、先生からお話しございましたように、まず沖縄県で開いたということは、正に太平洋の島々と同様の問題を抱えているということで、たくさん経験がおりになるということで、そういう面を念頭に置いて沖縄で開くということで決めたわけでございます。

それから、具体的な あした、あさっての行事の中でも沖繩の伝統文化を始めいろいろと見せていただくというような機会も設けておりますし、それから、そういう文化面だけではなくて、具体的な、環境問題を始めとしまして、問題の解決に当たっての、沖繩がどういうその役割を果たしてきて、これからどういう形で南太平洋の国々と協

力ができるかと、そういうような面での催し等々もございますので、そういったことを通じて、先生既にもうお話しありましたように、既にもうある程度関係がございますけれども、それを一層深めていくという形でいい会議にしたいと私も事務方として考えております。

○鳥袋宗康君　是非、成功を願っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、地球温暖化に伴う沖縄の食の安全についてお伺いいたします。

沖縄は日本で唯一の亜熱帯地域ですが、今後、太平洋諸国にとって深刻な問題である地球の温暖化が進んだ場合には、九州中南部や四国が亜熱帯地域に入り、沖縄は熱帯性気候に近くなるという将来予測もあります。そこで、今回のSA

RS問題だけでなく、大陸や東南アジアに近い沖縄では新種のウイルスと病害虫の影響を受けやすい地理的条件にあります。

そこで、国民の健康や食の安全の見地からも日本の亜熱帯研究を総合的に進める必要があると思いますが、政府の取組はどのようなになっているのか、お伺いいたします。谷垣大臣、よろしくお願ひします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 温暖化ということで、沖繩等これからどうなっていくかという御議論でございましたが、私、振り返ってみますと、昔、私も委員会ですらやって議論させていただいておりますと、当時は、もう感染症は克服したから、

これからは生活習慣病にどう取り組んでいくかだ
というような議論を我々もしております。とこ
ろが、そんなことを議論しておるもうその間に、
エイズだと、あるいはSARSだと。天から降っ
たか地からわいたか分かりませんが、新しい危害
要因というのは常に起きてくると。

食の安全と感染症と同一に扱われるかどうか分
かりませんが、やっぱり大きないろいろな環境の
変化ということもあるのかもしれないし、常に
何か地球も動いているということがあるのもし
れません。新しい危害情報がどういうところから
生まれてくるかということは、我々、常に耳を長
く、アンテナをよく張っておかなければいけない
と思うんですね。

こういうことに取り組みますについては、もちろん食品安全委員会だけで解決できるような問題ではありませんで、この法案でも、五条とかあるいは十六条で科学的知見ということに着目した規

定になっておりますけれども、やはり全体の日本の科学研究の力といえますか、先ほど長谷川理事も強調されましたけれども、そういう力がなければ、今おっしゃいました温暖化に対応するいろいろな知見を確立していくということもできないと思います。ところが、食品安全の分野におきましても、関係機関が連携して、新しい危害要因の発生に対してアンテナを張り、何か起こりましたとき

には機敏に対応できるような努力を続けたい、懸命に取り組みたい、このように思っております。

○島袋宗康君　質問の中で私が、国民の健康や食の安全の見地からも日本の亜熱帯研究を総合的に進める必要があるのではないかというふうなことを申し上げたわけでありませうけれども、その辺について大臣のお考えがございましたら、よろしくお願ひします。

○國務大臣(谷垣禎一君) 食品安全の見地から直ちに今、亜熱帯化の委員の問題意識に全面的にお答えする力はございませんけれども、恐らくそういうことになりましたと、これは私の所管外でありますけれども、例えば長崎大学では、熱帯性のいろいろな病気に對する、例えばマラリアとかあいうものがそうだと思いますが、研究をされているように聞いております。

それは一つの例でありますけれども、そういうようなことも、今、委員のおっしゃったようなことを視野に入れますと、いろんな側面で、何というんでしょか、今まで以上に力を入れなきゃならない問題があるのではないかと思ひまして、私も及ばずながら勉強させていただきたいと思っております。

○島袋宗康君 食の安全に関連して、沖縄の抱える問題についてもう一点伺いたします。

昨年十二月に発表された二〇〇〇年の都道府県別生命表で沖縄の男性平均寿命が前回九五年の四位から二十六位と大きく下がったことは、県民や沖縄関係者に大きな衝撃を与えました。これは、識者の間ではかねてより心配されていたことであるというふうなこともあります。

本土の二倍近い失業率など、働き盛りの男にとって精神的にも、また健康面でも大変厳しい環境に置かれていることによる四十代の自殺などが平均寿命の数字に反映したかと思いますが、米軍統治下で急激に変わった食生活、特にファストフードを中心としたアメリカナイズの飲食物の摂取も大いに関係があるのではないかと考えております。現在、第一位を続けている女性も十年後に

は危機を迎える」と指摘する向きもあります。沖縄では、この事態に大変な危機感を持ち、長寿県沖繩を守るため、官民挙げて取組を始めておりますが、政府においてもこの問題に対する御支援や御協力をいただきたいと思います。

沖縄経済は観光に支えられている観光立県であり、長寿は沖縄県、沖縄観光のブランドの一つでもあります。そこで、この問題に対する内閣府沖繩担当部局の御所見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(安達俊雄君) 私どももこの発表されました数字、ある種ショックを受けて見ておるわけでございます。

この平均寿命の低下という、ランキングの低下という背景として、委員御指摘のような食生活、必ずしも沖縄の、これまで言われておった長寿に適した食生活が、現実にはそこから懸け離れた食生活に変わってきているという中で、男子の肥満率が、本土の場合、大体四人に一人、二五％ぐらいでございますが、沖縄の場合は四五％というところで、ほぼ二人に一人が肥満というような数字も出ておるわけでございます。また、自殺率が高いというようなことも議論として出ておるといふ非常に暗い話もございます。本土、全国で自殺、年間の自殺者が二万人台、これが三万人台になってきているわけですが、沖縄ももちろん、それに沿うように年間二百人から三百人というような動きになってきたりということでございます。

そういう中で、いろいろ考えさせられる、産業の対策としても考えさせられるところがいろいろございます。一つは、やはりこの沖縄の長寿というものをしっかり守っていくということを、前向きな取組ということが非常に重要でございますし、また、そういう中で培われた沖縄の健康バイオ産業、規模はまだ小さくございますけれども、この五年間で約、産業規模は五倍に達しておりますし、バイオも含めて健康バイオ産業というのを沖縄の次世代の基幹産業というような位置付けの中でこれから大いに伸ばしていこうと。近く完成

いたしますけれども、具志川市に健康バイオテクノロジー研究開発センターを今建設中でございまして、ここで産学共同研究等を進めていこうというようなことで進めておるわけでございます。

また、観光との関係につきましても、やはり沖縄の食文化というものをとアピールし、これを一つの魅力として沖縄の観光の振興を図っていくというように、また、経済全体としてもできるだけ明るい展望が開けるように、これはもう時間の関係もございまして、個々御説明、省略いたしますけれども、全力で取り組まさせていただきますところでございます。

以上でございます。

○島袋宗康君 ちょうど五月十五日、今日ですが、が沖縄が三十一年前に復帰した日でありまして、

そこで、私は非常に、沖縄の復帰以来何とか経済の自立をということで一生懸命頑張っておるつもりでありますけれども、何しろ三十一年たった今でも米軍基地がそのまま居座っているというふうな状況と、それから経済の、何といいますが、経済力といえますか国民所得といえますか、そういったものが全国平均の七〇％そこそこである。失業率も、絶えず復帰以来今日まで本土の二倍近い失業率を抱えていると。

そのことがやはり今の、さっきありました自殺者とか、あるいは経済に非常に困っている方々もおるといふような状況からすると、これはやはり何とか経済自立をもっともっと高めていかなくちゃいけないというふうなことも、我々の責任ではありますけれども、やはり二十七年間の異民族支配に我々が耐えてきて、ようやく復帰を勝ち取ったわけでありまして、その辺のやっぱり国策に準じた、もっと沖縄の経済発展に尽力されるような方法はないものかどうか、その辺について再度よろしく統括官の見解を求めます。

○政府参考人(安達俊雄君) 傾向といたしましては、先ほど御説明しましたように、九〇年代における景気の低迷という中で全国的にも暗い数字

が出ていますわけでございます。沖縄もその例外ではないということでございますが、沖縄の抱える諸課題に対応すべく、昨年は、国会におきまして全会一致で御了解、御承認いただいた新法でございます。沖縄振興特別措置法の下で、今、政府は全力を挙げて沖縄の経済の発展に取り組んでおるわけでございますし、これまでの長期計画の策定というところだけではなくて、重要な産業分野それぞれにつきましてアクションプランを、短期のアクションプランを作り、どんな行動に移していくと、そういう仕組みも整えて、県とも連携しながら全力で取り組んでいるところでございますし、先生御指摘の考えを含めて更に努力してまいりたいと思っております。

○島袋宗康君 そういうことで、沖縄の気持ちを私はちょっと今日の委員会での議案とは余り関係のないことを申し上げましたけれども、沖縄としては切実な問題として是非受け止めていただきまして、あらゆる政府の関係あるいは努力を更に高めていただくように希望を申し上げまして、終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○黒岩宇洋君 無所属の黒岩宇洋でございます。ちょっと法務委員会がもめているようなので、ちょっと質問を順番を変えたりしたばたするんですが、一問目、谷垣大臣、ちょっと恐縮なんですすが、通告してないんですが、一つ聞かせていただきます。

というのは、午前中の松井委員の質問に対して谷垣大臣、ちょっと踏み込んでくださったので、その件でお聞きしたいんですが、要は特命大臣についてなんですすが、恐らくは置くであろう、置くべきだということで、前回私が質問したときよりは一步踏み込んだと思います。

それで、私、実はこの特命大臣を置くことに対して是非ではなく、いざ置いたときに若干の私、疑問が生じるんで、そのことについてお答えいただきたいんです。

ありがとうございます。一方、二十三条の三号、四号で食品安全委員会に総理を通じて勧告権が与えられているわけですね。この総理に上げてから下される勧告というものと特命大臣の持つ勧告というこの二つの勧告は、どちらかが権限が強いとか、ないしは何かそこを来すとかいうことがあるのか、これが一点です。

それと、これに付随するんですけれども、大臣は衆院の内閣委員会でも、この担当大臣の役割というのは緊急時の総合調整役だ。このことは何度もおっしゃっているんですが、それで、実はこのリスク分析手法を用いた食品安全委員会というのは、そもそもこの緊急時を減らしていくことが目的なわけです。そうしますと、進んでいくと余り担当大臣の出番がなくなってしまうのではないかと、私、懸念を持っています。

それと、これは併せてですが、昨日の連合審査会では、これは中村委員からの質問に、要は勧告をするときに事前に各行政庁と事前調整するのとか、そのことについては、たしか明確にしないという答えがありました。

そうすると、確かに余り調整が大臣の方で進むと、各関係行政機関とですね、進みますと、食品安全委員会の独立性というのが損なわれるという疑問も生じて、ですから、私、お聞きしたいのは、この食品安全委員会というものと担当大臣の関係性及び、あるいは担当大臣の役割というものを、ちょっと瑣末になったんですけれども、先ほどの勧告権のそこについてと担当大臣と安全委員会との関係性について、二つお答えください。

○国務大臣(谷垣 一 君) いろいろ御質問がございまして、終わりの方から申しますと、まず、総理が勧告を、総理を通じて勧告を出す場合に事前の調整をするかどうかというのは、今ちょっと委員が何をおっしゃったのか、あるいは誤解したかもしれませんが、私、昨日答弁しましたのは、事前調整することは考えていないと。勧告をするときには、委員会が判断していただいて、それで総理に上げて、総理の名前で出していたかとい

うことでありますから、リスク管理機関や何かと事前に、勧告を出すぞ、いや、それならこうだというように調整をすることは考えておりません。それから、特命大臣と総理の勧告権と、こういうことでありますけれども、それが評価に及ぶのか、行政的な内容に及ぶのかと、こういうことでありますけれども、その内部のいろいろな行政的な取りまとめにつきましては特命大臣が勧告権を使うわけでありまして、この評価に基づいて、何といいますが、科学的な評価をするわけでありまして、その評価に基づいて意見を、勧告を出す場合には総理でやるという分け方であろうというふうに思っています、混同することはないと思います。

それから、緊急時というのは、これを出さないようにしていくのが食品安全委員会なんだからとおっしゃいますが、余り、勧告権というのは言わばだんびらでございまして、しょっちゅう抜くというのは実は余り望ましい状況ではないわけでございます。要するに、委員会がきちっと科学的な評価をした場合に、それに基づいて全体が、リスク管理が、それに基づいたリスク管理が粛々と行われ、特に緊急の事態でもないという場合は勧告権をあえて使う必要はありませんので、抜くときには抜くけれども、しょっちゅう抜いて振り回すものでは多分ないだろうと、こういうふうに思います。

ただ、一つだけ誤解がないように申し上げておきますと、やっぱりそういう特命担当大臣に就任されたら、やはり抜くときは抜かなきゃいかぬと、こういうことだろうと思えます。

○黒岩宇洋君 分かりました。決して屋上屋とかにはならないんだということで理解いたしました。

そうしましたら、次に私は族議員の排除ということでお聞きしたいんですが、このBSE検討委員会の報告書ではこうあります。農林水産省の政策決定に当たり最も大きな影響を与えるのが国会議員、とりわけ農林関係議員であるのは故なしと

しないと。そして最後に、「そのような政と官の関係が政策決定の不透明性を助長し、十分にチェック機能を果たせない原因となったものと考えられる。」、こういう非常に鋭い指摘があるわけですね。

このBSE問題が発覚して、それ以降、これは農水、厚労にお聞きします、各省庁としてこの族議員に対する何か対策といったものを図られたか否か。実は農水省に事前に聞きまして、族議員というものの存在を認めないために対策もないというふうな、そういう私、お答えいただいているんですが、それならそれで結構です。これは本当に端的にお答えください。対策があったのかないのか、あればそれを簡潔書でお願いいたします。

○副大臣(太田豊秋君) 族議員の問題というふうなことではあります、私も、そういうことではなくて、あくまでも国民の安全、安心という、そういう観点から、どういう形でBSE問題についてこれらに対応していけばいいのか、そういうことにつきましてそれぞれの立場で広く国民、それぞれの関係する皆様方の御意見をお伺いをいたしてあのような措置を取らせていただいたわけでありまして、ちなみに、例えば日本経済団体連合会と農林水産省との懇談会の開催とか、あるいはまた大島農林水産大臣との懇談会、それからまた消費者と定期的懇談会、定例の懇談会、そしてまた食と農とを語り合う農林水産省版タウンミーティング、こういったことを、これは都合八回、全国各地で行わせていただいて、最終的にあのようなBSE対策というものについて、最終決定をさせていただいたところでございます。

○大臣政務官(森田次夫君) ただいまの黒岩委員からの御指摘でございまして、BSE問題調査検討委員会の報告書についてでございますが、いわゆるそこで族議員の政策決定への関与等の弊害が指摘されたわけでございまして、これにつきましては農林水産省の政策決定に係る問題であるのではなからうかと思っておりますけれども、

も、厚生労働省に對しましては縦割り行政の弊害やら農水省との連携不足などの厳しい指摘をいただいております、これもあるわけでございます。

こうした問題点も含めまして、BSEの問題の反省に立ちまして、政府全体で食品安全の行政の在り方等を検討した結果、食品安全基本法案を提出いたしまして、新たに食品安全委員会を設置して、そしてリスク管理機関とは独立したリスク評価等を行うこととするなど、食品安全行政の抜本的な見直しを行うと、こういうふうにした次第でございます。

また、政と官との在り方についてでございますけれども、BSE問題に限らず厳しく問われているところであります、政府としても、昨年でございますけれども、七月の十六日に閣僚懇談会におきまして申合せを行い、対応方針等を定めまして適正に対処していくと、こういうことが、申合せが行われたところでございます。

それらのメモにつきましては黒岩先生のところにお渡ししてあるということで、内容については省かせていただきます。

○黒岩宇洋君 そもそも、この検討委員会の報告書の原案はこうなっているんですね、「農林水産省の政策決定に最も大きな影響を与えているのが自民党を中心とする農水族議員である。」と、大変な抵抗で削除されたんですね、

やはり私は、そういう意味では非常に重大な力を持つてきたのが族議員だと思っております。今、太田副大臣の、懇談会とかタウンミーティングで排除できるようなものなら私はとくに排除されていると思うんですね。先ほど森田政務官がおっしゃったこの七月十六日の政と官の在り方、これも私もメモを読ませてもらっています。非常におおぼろげなものです。そう思うんですね。

私は、非常にこの制度上、族議員ということをして排除するのは難しいと思います。当然です、族議員の存在自体が制度上ではないわけですから政治上の存在なんですよ。

そうしますと、私はそのことを排除できるのは政治家しかいないと思っております。ですから、例えば大臣が官僚の皆さんに、何か議員からの不当な働きがあれば自分とどこに持ってこいと、一つ一つ自分がその議員と話を詰めようと。私、そういうリーダーシップこそ政治上のあるべき姿ではないかと思っておりますが、繰り返します。

それと、これ、太田副大臣にも森田政務官にもお答えいただきたいんです、これを、省庁のトップとして。

もう一つ。ちょっと厚労、私、木村副大臣、お呼びしていただんです。木村副大臣、マスコミから、要は、厚労省へ何か口利きをしたのでないかという何かあらぬ疑惑を掛けられていたようなんですが、聞きますと、昨日の集中審議、厚労委員会では、あらぬ疑惑だったというふうなことになるようなんですが、私、ぬれぎぬならぬれぎぬでいいんですが、じゃそれを晴らすためにも、御同僚の木村副大臣のことなんですが、森田政務官からも、やはり堂々と胸を張って自分たちの力で族議員を排除するんだという、私、その決意を示していただくことこそ、そういうあらぬ疑いを晴らすことだと思っております。

太田副大臣、森田政務官、改めてこの族議員に対する排除、強い政治のリーダーシップを示す、そういう御答弁をお願いいたします。

○副大臣(太田豊秋君) 基本的には先ほどお答えしたとおりでございまして、BSE問題に関する調査検討委員会の報告書も出たことでもあり、こういったことによつて誤解、あるいは国民の皆様方から信頼を失うようなことがあってはいけないうふうなことで、先ほど来申し上げましたようなことで、ずっと農林水産省としては、それぞれ各界各層の方々の御意見をお伺いしたところでございまして、政策の遂行は常にそういった意味で公正な判断に基づいて行わなければならないと考えておりまして、農政の推進に当たりましては、関係者との調整において多面的なチャンネル

を通じまして、そして、国民各界各層の皆様方と意見交換に特に留意することによりまして従来以上にバランスの取れた適切な政策決定を進めるように常にこれからも心掛けてまいりたいと考えております。

○大臣政務官(森田次夫君) 先ほどメモについては省略をさせていただきましたけれども、その懇談会の、閣僚懇談会の申合せのメモでございますけれども、政と官の在り方ということ、国会議員又はその秘書から政府の方針と著しく異なる等の働き掛け等があり、そして公正中立性を確保されないおそれがあり、対応が極めて困難だと、こういった場合には直ちに大臣に報告をすることになっております。そして、その報告を受けまして大臣としては、要請あるいは働き掛けを行った国会議員に対して内容の確認を行うとともに政と官の関係について適正を確保するなど、自ら大臣が責任を持って適切に対処するんだと、こういうような申合せがあるわけでございます。

ちょっと生ぬるいんじゃないかと、こういうような御指摘でございますけれども、これを徹底していかなければいけないと、こういうふうな思っております。

○黒岩宇洋君 谷垣大臣の御所見もお聞きしようと思ったんですが、ちょっと先を急ぐんで、いろんな意味で総合調整、谷垣大臣の肩に掛かっておりますので、この族議員に対しても毅然とした対応を大臣の方で取られてくださるようお願い申し上げます。次の質問に移らせていただきます。

次、これは昨日の連合審査でお聞きしたんですけれども、いわゆるSARS、このSARSへの対応ということで、文科省の予算でSARSの診断及びこの検査手法等に関する緊急調査研究という、これを行うとあるんですが、繰り返すことになるんですが、これ、端的にお聞きいたします。

このSARSの危機というのは何に対しての危機か。これ、私が聞きたいところは、本当に食品が含まれているのかいないのか。昨日も私、この人畜共通感染症の可能性はあるのかないのかとお

聞きしました。若干おぼろげな答えだったんですが、私は一〇〇%ないと言いつける以外は、わずかもこの人畜共通感染症の可能性があるならば、食品に対しても私は当然危機が及んでいっていると思っております。その点についても端的に、果たして食品も含まれる可能性があるのかないのか、SARSに対しての危機、これについてお答えください。森田政務官。

○大臣政務官(森田次夫君) 厚生労働省の立場でとらえれば、SARSは人の移動等の時代における感染症対策の在り方を問う健康に対する危機であると、こういう認識を持っております。

そこで、食品に対する危機ではないかと、こういうようなお尋ねでございますけれども、SARSにつきましては、WHOが本年三月二十四日に発表いたしましたQアンドAでございますが、現在判明している範囲では、感染した人との濃厚な接触で人から人へ病原体が伝播するかと考えられており、感染した人の飛沫であるとか体液に接触することが感染の重要な原因と見られていて、そして、今のところ患者の大部分はSARS患者に医療行為を行った医療スタッフであるとかそれから患者と接触のあった家族の人たちであると、こういうようなことで説明がなされております。

また、WHOが本年四月十一日に発表しましたWHO加盟へのSARS伝播確認地域から到着する物品あるいは動物に関する情報等によりまして、WHO、FAO、それからOIEはSARS伝播に関しまして受け取った報告を詳しく検討……

○黒岩宇洋君 端的にお聞きします、ペーパーもいただいておりますので。

○大臣政務官(森田次夫君) はい。

このような理由から、WHOはSARS伝播確認地域からのどのような食品、製品も、また動物の接触も今のところ公衆衛生上の危害はないと考えているということでございまして、SARSの食品への脅威はないものと、このように認識をいたしております。現在もそのあれは変わっており

ません。○黒岩宇洋君 昨日より一歩踏み込んで、一〇〇%ないということですね。

私は、やはり食に対する、今は食品安全委員会、立ち上がっていませんから、当然こういう緊急の研究、これは機関と云ってどうかは分からないんですが、措置を講ずるのが私は当然だと思えます。ただ、私、昨日も申し上げたんですけれども、この評価機関というのはいずれ永続的に残っていくわけですね。一般抽象的なものの門戸を広げておくと。今回、やっぱりSARSもこれ、個別具体的なんですかね。SARSが起って初めてある研究も作ると、予算を付けて。これだったら、今までのBSE対策は、全く問題への教訓が生きていないわけですね。

何度か言いますが、個別具体の問題が起って、一般抽象的なテーブルを作って、そして次の個別具体的な問題はここに投げると言っているんですけれども、SARSに関して言えば、食じゃないとおっしゃいましたけれども、健康だと言っているわけですね。健康に対して安心、安全のリスク管理も私は全くもって食に対するものと同じだと考えています。これが全くもって、また新たに、しかも文科省予算を集めてきて一億でやるという、このようなことを進めていくということとは、今後、私は食品に対する安全に対してもゆゆしきまだ状態ではないかと。その懸念を示して、SARSについては質問をこの程度で終わらせていただきます。

そうしますと、その次に、今回衆院で修正されましたいわゆる第四条、十七条もそうなんですが、「国の内外における」という文言の追加についてちょっとお聞きしたいと思えます。

繰り返したくなってしまったけれども、この文言の、外とわざわざ明記しました。これは私は、国産であるか輸入食品であるかということ余り論ずる必要はないと思えます。元々、あろうがなかろうが輸入食品が含まれていないわけはないわけですから。ですから、あえて国の内外と置いた場

合、この外というのは日本国外に現存する食品を指すのか否か、もうイエスカノーかでお答えください、大臣。

○国務大臣(谷垣禎一君) イエスカノーかと、シンガポールみたいな気がいたしますが、ちょっとイエスカノーかではなくて、国外における外ですね、外ですね。これは輸入される食品や農林水産物が外国で生産されて我が国に輸入されるまで、その行程、それを指しているわけでございまして、諸外国で日本に入っていないすべての食品を必ずしも意味しているわけではないと思えます。

○黒岩宇洋君 そのほとんど同じ答えを私も内閣府でいただいております。

ですから、輸入されることが前提かもしれませんが、物理的に言えば国外にあるものなわけですよ、食品なわけなんですよ。これについても、じゃ具体的にどのようなリスク評価やリスク管理があるのかというのを各省庁と私も何度か詰めさせていただきました。当初は、主権にかかわることだから具体的には何もできないといううようなお答えまでいただいていたんですが、やり取りの中で様々な対応策、お聞きしております。ですが、これちょっと農水、厚労の方に先にお聞きします。

情報収集とかいろいろなことが一つの手法ではおっしゃると思うんですが、これは別に今回、食品安全基本法案を、通過する、そしてこの内外という修正を加えなくても元々できることですよ。わざわざ外と加えて今後、具体的な対応策というのはどういうものが図られるのか、これも端的にお答えください。農水省と厚労省、お願いいたします。

○副大臣(太田豊秋君) いわゆる輸入食品あるいは輸入品につきましては、農林水産省といたしましては、輸入時ないしそれ以降の措置が中心になるものと考えておりまして、具体的には、食品を輸入する事業者が輸出事業者が行った自主検査の結果を含めまして安全性を確認した上で輸入を行うこととか、あるいは厚生労働省が水際で検査、

この答弁が答弁としてまかり通ってしまっているんですけども、谷垣大臣、どうなんですかね。本当に「内外」という言葉を加えて、確かに四条、基本理念です。でも、基本理念も、反映さ

私はそういうふうと考えておりまして、ただリスク管理機関におかれましては、先ほどからいろいろ御議論がございますけれども、やはり法律の主権の範囲と申しますか、あるいは属地主義と申しますか、当然そういう制限がございますので、主たる手法は、主たる手法はやっぱり水際対策ということになっていくと思いますが、そのほか、やはり二国間でのいろいろな交渉とか、いろ

そのお答えを、これ、大して長くないので読ませていただきます。山内参考人はこうおっしゃいました。

これまで、私も科学者の一人としていろんな審議や何かに、リスク評価にかかわる審議にもかかわったこともあります。しかしながら、実際に科学者、日本の科学者の中でどれだけこれに全部対応していけるのか、それだけの人材プールがちゃんと得られるのか、私にはまだよく実感として

これについては、いろいろな関係機関とも連携しながら、人をどうやって養成していくか、そして我々の仕事を通じてながら、どういう、何というんでしょうか、具体的な研究者に経験を積んでいただくか、こういうようなことも、あるいはもち

ろん海外からの、海外の知恵も活用するということを含めて、やはり最後は人が重要でございますから、そういう視野といいますか観点も重視しながら進んでまいりたいと、こう思っております。

○黒岩宇洋君 最後に、木村副大臣に。私は大臣への、副大臣への質問を先にしろと言われてやっしてしまつて、御答弁いただけないで申し訳ありませんでした。

それでは、谷垣大臣、何にしても我々国民、本当に一億二千万の食の安全を大臣のその力で達成させていただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○委員長(小川敏夫君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

食品安全基本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小川敏夫君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

長谷川清君から発言を求められておりますので、これを許します。長谷川清君。

○長谷川清君 私、ただいま可決されました食品安全基本法案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派並びに各派に属しない議員黒岩宇洋君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

食品安全基本法案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行に当たっては、食品の安全性の確保に万全を期するために、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、国の内外における一連の食品供給の行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすことにかんがみ、特に食料の輸入に当たっては検査に万全を期するとともに、我が国への食料の輸出国における食品の安全が確立されるよう、国際的な協力を推進すること。

二、人の健康への悪影響が及ぶことを防止し抑制する必要がある場合には、科学的知見の確立が十分でない段階でも、国民の健康の保護が最も重要であるとの基本認識を踏まえて、食品の安全性の確保に関する必要な措置が機動的に実施できるようにすること。

三、いわゆるリスクコミュニケーションの実施に当たっては、施策の策定の基礎となる資料についても幅広く公表し、関係者相互間、特に食品関連事業者と消費者間の情報及び意見の交換が適切になされるよう、十分に配慮すること。

四、リスク評価の体制整備に当たっては、国内におけるリスク評価の専門家の養成に努めるとともに、調査の委託や専門的知見の収集について必要がある場合には海外の学識経験者の活用を図ること。

五、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては環境に及ぼす影響に配慮するとともに、食料の生産については自然環境との調和に十分留意すること。

六、食品安全委員会は、運営の透明性の確保や国民への情報提供の観点から、会議を原則として公開するとともに、業務の実施状況に関し機動的かつ柔軟に報告書等を取りまとめ、公表すること。

七、食品安全委員会に設置が予定される企画及びリスクコミュニケーションに関する専門調査会には、消費者の意見を代表する者が参加できるようにするとともに、同委員会が行う食品健康影響評価に係る年間計画の策定に当たっては、消費者、食品関連事業者等の意見

に十分配慮すること。

八、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした本法の制定の趣旨を踏まえ、コーデックス委員会への対応の在り方について十分検討すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(小川敏夫君) ただいま長谷川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小川敏夫君) 全会一致と認めます。

よつて、長谷川君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

谷垣國務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。谷垣國務大臣。

○國務大臣(谷垣禎一君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(小川敏夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川敏夫君) 次に、自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。谷垣国家公安委員会委員長。

○國務大臣(谷垣禎一君) ただいま議題となりました自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概

要を御説明申し上げます。

この法律案は、特殊法人等改革基本法に基づき平成十三年十二月に策定された特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、自動車安全運転センターを民間法人化するため、政府の出資、役員の選任等に係る政府の関与の縮小等について所要の改正を行うものであります。

次に、この法律案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

第一は、自動車安全運転センターに対する政府の関与を最小限とするための措置を講ずるものであります。

その一は、自動車安全運転センターに対する政府の出資に関する規定を廃止するものであります。

その二は、役員の選任方法につきまして、自動車安全運転センターの自主性を尊重するため、国家公安委員会による理事長及び監事の任命制を認可制に改めるものであります。

その三は、国家公安委員会による資金計画の認可制及び財務諸表の承認制を廃止するなど、自動車安全運転センターへの政府の関与を最小限とするための改正を行うものであります。

第二は、運転免許を受けた者で自動車の運転に関し高度の技能及び知識を必要とする業務に従事する者等に対する研修を第一の業務と位置付けるなど、自動車安全運転センターが行う各業務の位置付けを見直すものであります。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、平成十五年十月一日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願い申し上げます。

○委員長(小川敏夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

されたものとし、その払い戻されたものとされ
た金額に相当する金額が、施行日において、政
府からセンターに対し拠出されたものとする。
(センターの定款の変更)

第三条 センターは、施行日までに、その定款を
改正後の自動車安全運転センター法(次条第一
項において「新法」という。)第十五条第一項の規
定に適合するように変更し、国家公安委員会の
認可を受けるものとする。この場合において、
その認可の効力は、施行日から生ずるものとす
る。

(センターの役員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現在に在職するセン
ターの理事長、理事又は監事は、それぞれ新法
第二十条の規定によりその選任について国家公
安委員会の認可を受けた理事長、理事又は監事
とみなす。

2 前項の規定によりその選任について国家公安
委員会の認可を受けたものとみなされるセン
ターの役員の任期は、旧法第十九条第一項の規
定により任期が終了すべき日に終了するものと
する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則は、この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関す
る法律の一部改正)

第七条 独立行政法人等の保有する情報の公開に
関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部
を次のように改正する。

別表第一 自動車安全運転センターの項を削
る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関す
る法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律による改正前の独立行政法人等
の保有する情報の公開に関する法律に基づきセ
ンターがした行為及びセンターに対してなされ
た行為については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の
一部を次のように改正する。

別表第一 第一号の表自動車安全運転センター
の項を削る。

別表第二 第一号の表自動車安全運転センターの
項を削る。

自動車安全運転センター

自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。

九の二 自動車
安全運転セン
ター

自動車安全運転
センター法(昭
和五十年法律第
五十七号)

一 事務所用建物の所有権の取得登記
又は当該建物の敷地の用に供する土
地の権利の取得登記
二 自動車安全運転センター法第二十
九条第一項第六号(業務)に掲げる業
務の用に供する建物の所有権の取得
登記又は当該業務の用に供する土地
の権利の取得登記

別表第二 自動車安全運転センターの項を削
る。
別表第三の九の項の次に次のように加える。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二
十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第四号中、「日本下水
道事業団及び自動車安全運転センター」を「及び
日本下水道事業団」に改める。

第七十二条の五第一項第七号中「及び商品先
物取引協会を、商品先物取引協会及び自動車
安全運転センター」に改める。

第七十三条の四第一項第三十一号中「第二十
九条第一項第四号又は第五号」を「第二十九條第
一項第一号又は第六号」に改める。

第三百四十八條第二項第三十一号を次のよう
に改める。

三十一 削除

第三百四十九條の三に次の一項を加える。

42 自動車安全運転センターが所有し、かつ、
直接自動車安全運転センター法第二十九條第
一項第一号又は第二号に規定する業務の用に
供する固定資産で政令で定めるものに対して
課する固定資産税の課税標準は、前二條の規
定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資
産税の課税標準となるべき価格の六分の一の
額とする。

第七百二條第二項中「又は第四十一項」を
「、第四十一項又は第四十二項」に改める。
附則第十七條の二第五項の表第三百四十九條
の三第十六項、第二十三項、第二十六項から第
三十一項まで及び第三十八項の項及び第六項の
表第三百四十九條の三第十六項、第二十三項、
第二十六項から第三十一項まで及び第三十八項
の項中「及び第三十八項」を、「第三十八項及び
第四十二項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 前條の規定による改正後の地方税法
(次項において「新地方税法」という。)第三百四
十九條の三第四十二項の規定は、同項に規定す
る固定資産(平成十五年九月三十日までに取得
された家屋及び償却資産を除く。)に対して課す

る平成十六年度以後の年度分の固定資産税につ
いて適用し、前條の規定による改正前の地方税
法第三百四十八條第二項第三十一号に規定する
固定資産のうち土地に対して課する平成十五年
度分までの固定資産税並びに同号に規定する固
定資産のうち平成十五年九月三十日までに取得
された家屋及び償却資産に対して課する固定資
産税については、なお従前の例による。

2 新地方税法第七百二條第二項の規定(新地方
税法第三百四十九條の三第四十二項の規定に関
する部分に限る。)は、新地方税法第三百四十九
條の三第四十二項の規定の適用を受ける土地又
は家屋(平成十五年九月三十日までに取得され
た家屋を除く。)に対して課する平成十六年度以
後の年度分の都市計画税について適用し、前條
の規定による改正前の地方税法第三百四十八條
第二項第三十一号の規定の適用を受ける土地に
対して課する平成十五年分までの都市計画税
及び同号の規定の適用を受ける平成十五年九月
三十日までに取得された家屋に対して課する都
市計画税については、なお従前の例による。

平成十五年五月二十三日印刷

平成十五年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

E